

令和3年 第3回定例会

南種子町議会会議録

令和3年 9月 14日 開会

令和3年 9月 22日 閉会

南種子町議会

令和3年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月14日）（火曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	9
町長説明	9
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	12
1. 日程第7 一般質問	12
6番 柳田 博君	13
1. 町内の通学路（スクールゾーン）について	
2. 小・中学生の学力等について	
3. 上中中心街の駐車場・トイレの設置の件について	
4. 種子屋久航路のジェットfoil（高速船）について	
1. 休 憩	23
1番 濱田一徳君	23
1. 馬毛島問題について	
2. 文化財的価値のあるものの継承政策	
3. 農業政策について	
1. 休 憩	39
2番 福島照男君	39
1. ふるさと納税強化対策について	
2. 耕作放棄地対策について	
3. 町営住宅の管理改善について	
4. 町工事発注に関する件	
5. 荃南小学校プール漏水対策について	
1. 休 憩	57
5番 名越多喜子さん	57
1. 福祉対策 交通費の助成について	
2. 廃棄物対策について	

3. ゴミ問題について	
4. 子宮がん検診及び子宮がんワクチン接種について	
1. 散 会	68

第2号（9月15日）（水曜日）

1. 開 議	71
1. 日程第1 議案第38号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	71
総務課長説明	71
質疑	72
1番 濱田一徳君	72
8番 小園實重君	73
1. 休 憩	74
2番 福島照男君	74
討論	74
採決	74
1. 日程第2 議案第39号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	75
総務課長説明	75
質疑	75
2番 福島照男君	75
討論	76
採決	76
1. 日程第3 議案第40号 南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について	76
企画課長説明	76
質疑	76
9番 塩釜俊朗君	76
討論	77
採決	77
1. 日程第4 議案第41号 南種子町地域経済牽引事業の促進によ	

	る地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第9条第1項の規定に基づく準則 を定める条例制定について……………	77
	企画課長説明……………	78
	質疑……………	78
	2番 福島照男君……………	79
	討論……………	79
	採決……………	79
1.	日程第5 議案第42号 南種子町地域経済牽引事業の促進によ る地域の成長発展の基盤強化のための 固定資産税の特別措置に関する条例制 定について……………	79
	企画課長説明……………	79
	質疑……………	80
	8番 小園實重君……………	81
	討論……………	81
	採決……………	81
1.	日程第6 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正す る条例制定について……………	81
	総務課長説明……………	81
	質疑……………	82
	討論……………	82
	採決……………	82
1.	日程第7 議案第44号 南種子町介護保険条例の一部を改正する 条例制定について……………	82
	保健福祉課長説明……………	82
	質疑……………	83
	8番 小園實重君……………	83
	討論……………	83
	採決……………	83
1.	日程第8 議案第45号 南種子町過疎地域持続的発展計画の策定 について……………	83
	総務課長説明……………	83
	質疑……………	84

1. 日程第13 議案第50号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第1号)	100
保健福祉課長説明	100
質疑	101
討論	101
採決	101
1. 日程第14 議案第51号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予 算(第2号)	101
水道課長説明	101
質疑	102
2番 福島照男君	102
8番 小園實重君	102
討論	104
採決	104
1. 日程第15 同意第2号 教育委員会委員の任命について	104
町長説明	104
質疑	104
5番 名越多喜子さん	104
8番 小園實重君	105
討論	106
採決	106
1. 散 会	107

第3号(9月22日)(水曜日)

1. 開 議	110
1. 日程第1 提案理由の説明	110
町長説明	110
1. 日程第2 議案第52号 財産の取得について	110
総務課長説明	110
質疑	111
討論	111
採決	111
1. 日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について【令和3年 度 南種子町河内温泉センター太陽熱利	

	用システム設備工事】	111
	保健福祉課長説明	111
	質疑	112
	8番 小園實重君	112
	討論	112
	採決	112
1.	日程第4 議案第54号 令和3年度南種子町一般会計補正予算 (第6号)	112
	総務課長説明	113
	質疑	113
	6番 柳田 博君	114
	8番 小園實重君	114
	討論	115
	採決	115
1.	日程第5 認定第1号 令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	115
1.	日程第6 認定第2号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	116
1.	日程第7 認定第3号 令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	116
1.	日程第8 認定第4号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	116
1.	日程第9 認定第5号 令和2年度南種子町水道事業会計決算認定について	116
	総務課長説明	116
	保健福祉課長説明	119
	保健福祉課長説明	120
	保健福祉課長説明	120
	水道課長説明	121
	質疑	122
1.	休 憩	123
1.	日程第10 発議第6号 南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置について	123
	9番 塩釜俊朗君説明	123

1. 休 憩	124
質疑	124
討論	124
採決	124
1. 休 憩	124
1. 日程第11 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書の提出 について	125
議会運営委員長説明	125
質疑	126
討論	126
採決	126
1. 日程第12 産業厚生委員会委員長報告（所管事務調査）	126
産業厚生委員長報告	127
1. 日程第13 閉会中の継続審査・調査の申し出	130
1. 日程第14 議員派遣	130
1. 閉 会	130

令和3年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月14日開会～9月22日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	14	火	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（4名）
	15	水	本 会 議	1. 議案審議 (1) 条例 7件（議案第38号～第44号） (2) 事件 2件（議案第45号～第46号） (3) 予算 5件（議案第47号～第51号） (5) 人事 1件（同意第2号） 総務文教委員会 産業厚生委員会
	16	木	休 会	
	17	金	休 会	
	18	⊕	休 会	
	19	⊕	休 会	
	20	⊕	休 会	
	21	火	委 員 会	総務文教委員会

	22	水	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 事件 2 件 (議案第 5 2 号～第 5 3 号) (2) 予算 1 件 (議案第 5 4 号) (3) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) 3. 発議 (特別委員会設置) 4. 発議 (意見書) 5. 委員長報告 (産業厚生委員会) 6. 閉会中所管事務調査 7. 議員派遣 全員協議会
--	----	---	----------------	---

令和3年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

令和3年9月14日

令和3年第3回南種子町議会定例会会議録
令和3年9月14日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願陳情委員会付託
- 日程第7 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君

会計管理者 兼会計課長	才川 いずみ さん	企画課長	稲子 秀典 君
保健福祉課長	濱田 広文 君	税務課長	西村 一広 君
総合農政課長	羽生 幸一 君	建設課長	向江 武司 君
水道課長	河野 容規 君	保育園長	河野 美樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山 砂夫 君	教育委員会 社会教育課長	園田 一浩 君
農業委員会 農事務局長	山田 直樹 君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和3年第3回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番、名越多喜子さん、6番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月14日から9月22日までの9日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日9月14日から22日までの9日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和3年5月分から令和
3年7月分までを配付しております。

それから、令和2年度決算審査意見書、令和2年度財政健全化審査意見書を配付
しております。

次に、各種行事、業務及び動静については、6月7日から9月13日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

議長会関係であります。7月13日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が開催され、第10回種子島屋久島議会議員大会を今年度、中種子町で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図る必要があることから、今年度の議員大会は取りやめることで決定がされました。なお、大会改革事項の要望活動については提出議題の取りまとめを行い実施することが確認され、先般、議員大会事務局より提案議題の提出要請があり、本町議会からの要望議題2件を提出いたしました。

一部事務組合議会関係であります。6月7日に中南衛生管理組合議会第1回臨時会が開催され、監査委員の選任に伴う同意案件1件が提案され、同意されました。

同日、公立種子島病院組合議会第1回臨時会が開催され、監査委員の選任に伴う同意案件1件が提案され、同意されました。

また、7月19日に熊毛地区消防組合議会第1回臨時会が開催され、議選監査委員の選任について提案がなされ、同意されました。その他、高規格救急自動車の購入について及び令和3年度一般会計補正予算（第1号）、議案2件が提案され、原案可決されております。

次に、8月25日に中南衛生管理組合議会第2回臨時会が開催され、工事請負契約案件1件が提案され、原案可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の状況及び感染症予防対策について、御報告いたします。

6月の定例会の行政報告で高齢者に対する接種状況及び計画について報告をさせていただきました。

高齢者への接種につきましては7月末までの完了が見込まれたことから、高齢者施設・児童福祉施設・学校などでのクラスターを抑制するため、町独自の優先接種として介護従事者・保育士や幼稚園教諭・学校職員及び来島者との接触機会が多い旅館業者や社会教育施設などで働く方々に対して、6月9日に1回目、6月30日に2回目の接種を実施したところであります。

また、JAXAやその関連企業、商工会会員の飲食業や小売業に従事する方々を中心に7月14日・28日に1回目を実施しました。そして、8月4日と18日に2回目

の接種を行ったところであります。

本町では計画どおり接種を行うことができ、19歳以上の方の2回目の接種を9月11日に終えることができました。

高校生については、7月14日説明会を行い、8月から希望者への接種を始めており、9月18日で2回目の接種を終了する予定であります。

中学生については、8月20日説明会を行い、9月1日から接種を始めているところであります。

なお、12歳以上の小学生については、10月初めに接種券を発送する予定で準備をしております。

今後、中学生の接種と合わせて住所地外接種を希望されている方や、今まで都合でできなかった方などの接種を行っていくことといたしております。

9月13日現在の接種状況は、65歳以上の高齢者の接種率は1回目が94.1%、2回目が92.5%となっております。

また、12歳以上の全体の接種率は1回目が88.9%、2回目が85.0%となっております。

このように順調に接種が行われたことは、公立病院の医師、看護師をはじめ薬剤師や接種に御協力を頂いたスタッフの努力の成果であり、心から感謝を申し上げます。特に、公立病院の医師・看護師をはじめ薬剤師や協力頂いたスタッフの皆様には、今年3月以降、毎週土曜日・日曜日と水曜日の午後に南種子町及び中種子町の接種を行っており、通常の診療に加え、休日返上で接種に携わっていただいたところでございます。本当に心から感謝いたします。

また、教育委員会においては、多数の宇宙留学生の受入れを念頭に置き、感染防止に取り組んできたところでございます。

夏休みにおける宇宙留学生の帰省については、種子島帰島前の10日間の検温を含めた健康チェックを報告させるとともに、帰島直前にPCR検査を受け、陰性証明をもらって帰って来ることとしておりまして、PCR検査費用の補助を行っております。

さらには、帰島直後には抗原検査を行い、10日間の健康チェックをすることを義務づけております。

また、長期休業中の帰省だけに限らず、受入れ時や終了時に実親が来島する際にもPCR検査を義務づけているところでございます。

里親留学生につきましては、里親の心労を軽減するため、帰島後に微熱や風邪の症状が出た際は、直ちに教育委員会が引取り、里親から離す措置を取って、町長部局や病院と連携して対応することになっております。

学校においては、毎日の検温による健康チェックや消毒、施設の換気はもとより、グループ学習を伴う体育や理科などの年間指導計画の見直し、給食や登下校時の3密回避に加え、人数の多い学級での多目的広場の活用、休み時間を見守る職員の配置など様々な対策を取っているところでございます。

中学校のバス通学では、待ち時間における生徒の間隔の確保、換気等の徹底を図るとともに到着等の時差をつけた対応をしております。

コロナ感染においては、子供を取り巻く大人のワクチン接種が重要であり、本町では他の自治体に先駆けて学校関係者へのワクチン接種を優先的に行っており、町外に居住する教員も含め、ほぼ全ての教職員が夏休み中に2回目の接種を終えております。

このように対策を徹底して取り組んでいるにもかかわらず、宇宙留学生やこの制度をターゲットにした匿名での誹謗中傷が寄せられ、感染者が出たら誰が責任を負うのかとか事実でないことや人権に関わるようなことでの批判が一部にございます。大変残念なことであります。

今後も緊張感を持って感染対策に当たることとし、徹底した情報管理によるいじめや誹謗中傷などの防止に全町民が一丸となって努めていく必要があるのではないかと考えているところであります。

次に、令和3年産の早期水稻の状況について、御報告いたします。

令和3年産早期水稻は、自家食用を含む栽培戸数415戸、栽培面積274ヘクタールで水田の約40%に作付され、植付けは平年並みの3月中旬から始まり、初期成育は順調でありました。

平年に比べ19日早い梅雨入りとなり、生育への影響が懸念されましたが、梅雨時期にも適度な日照が得られたことから、良質なコシヒカリの生産ができました。

農林水産省九州農政局水稻の作柄概況では、熊毛・大島地区の作況指数は98の「やや不良」で、穂数と茎数が少なく10アール当たり収量は404キログラムとなったところであります。

収穫は7月10日から始まり、7月20日から7月27日が最盛期となりました。

米の検査結果は、1等米比率が85.2%と平成17年以降の検査結果では一番高く良質米生産が図られました。

7月14日には、町内小中学校で南種子町産の新米コシヒカリを使った新米給食を実施したところであります。

次に、農地利活用企業立地協定及び契約の解除について、御報告いたします。

平成26年9月8日南種子町と熊本県の農業生産法人、有限会社北部農園で農地利活用企業立地協定を結び、農地の有効活用による地域活性化と農業振興として取り

組んでおりました。

この取組は南種子町の水田、裏作の農地を有効活用したレタス露地栽培事業を熊本県の農業生産法人、有限会社北部農園が平成26年10月からレタス栽培を開始をいたしまして、平成28年度には栽培面積28.5ヘクタールまで拡大し、地元雇用、地域農業の活性化に努めてきたところでございます。

有限会社北部農園、上田教二会長より種子島農場を拠点として7年間地元雇用をしながら経営努力しておりましたが、レタス等農産物生産が伸びず種子島農場独自の採算ベースまで至らなかったことにより、令和3年8月末で種子島での農産物栽培事業を中止する旨の報告があったところであります。令和3年8月31日をもって本町との農地利活用企業立地協定及び契約を解除いたしましたところであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第38号から議案第51号、同意第2号、認定第1号から認定第5号の計20件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について、御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件7件、事件案件2件、予算案件5件、人事案件1件、決算案件5件の計20件でございます。

それでは、条例案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第38号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。職員給与の計画的な適正化を図るため、等級別基準職務表の見直しを行うものでございます。

議案第39号は、南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新型コロナウイルス感染症の患者等への対応作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する特例を規定するものでございます。

議案第40号は、南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、固定資産税の特例に関し新たな条例を制定するものでございます。

議案第41号は、南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてござ

いまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が制定されたことに伴い、適用すべき準則に関し新たに条例制定するものでございます。

議案第42号は、南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定についてでございまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が制定されたことに伴い、固定資産税の特例に関し新たに条例制定するものでございます。

議案第43号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第44号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して介護保険料の減免を適用するため、所要の規定を改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第45号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございまして、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画について、長期振興計画に基づき策定するものでございます。

議案第46号は、普通財産の無償貸付けについてでございまして、旧平山中学校の施設を合同会社ライフに無償で貸しつけるものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第47号は、令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）でございまして、4,727万円を追加し、総額60億4,832万6,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、まちづくり公社補助金返還金、臨時財政対策債が主なものでございます。

歳出につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用した側溝整備、用水路改修事業、離島活性化交付金を活用した自然の家施設改修事業、飲食店への時短要請に伴う県負担金が主なものでございます。

議案第48号は、令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、一般被保険者療養費払負担金が主なもので、138万8,000円を減額し8億8,043万2,000円とするものでございます。

議案第49号は、令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、居宅介護住宅改修負担金が主なもので、212万7,000円を減額し、7億4,369万2,000円とするものでございます。

議案第50号は、令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第

1号)でございます。被保険者保険料納付金の減額が主なもので、203万5,000円を減額し、8,771万円とするものでございます。

議案第51号は、令和3年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。退職手当組合負担金が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で84万2,000円、支出で85万5,000円をそれぞれ増額し、また、資本的収入で1万3,000円を増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第2号は、教育委員会委員の任命についてでございます。前任者の任期満了に伴い、新たに選任するものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等を合わせて、認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしております。

令和2年度の行政執行に当たりましては、長期振興計画を指針としながら、各種施策の事業を積極的に推進し、限られた財源の重点配分とその効率化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額65億2,232万1,250円、歳出総額は64億8,575万799円となり、形式収支で3,657万451円の黒字となりました。

このうち、令和3年度への繰り返すべき財源として繰り越した566万8,000円を差し引いた実質収支は、3,090万2,451円の黒字となったところでございます。

また、1,600万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として、財政調整基金に積み立てましたので、令和3年度への繰越額は1,490万2,451円となっております。

認定第2号は、令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持・増進と、疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額8億6,295万9,162円、歳出総額は8億5,720万7,804円となり、形式収支で575万1,358円の黒字となりましたので、全額を地方自治法に基づく剰余金積立金として、国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第3号は、令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

でございます。

事業運営につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額7億108万6,639円、歳出総額は7億41万5,477円となり、形式収支で67万1,162円の黒字となりましたので、全額を令和3年度への繰越額としたところでございます。

認定第4号は、令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額9,088万8,838円、歳出総額8,988万253円となり、形式収支で100万8,585円の黒字となりましたので、全額を令和3年度への繰越額としたところでございます。

認定第5号は、令和2年度南種子町水道事業会計決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、事業活動に伴う収益的収入2億8,522万3,494円、支出は2億8,602万5,667円、また、資本的収入2,155万2,000円、支出は1億79万5,336円となり、不足する額については、当年度損益勘定留保資金等で補填をしたところでございます。

今期定例会に提案しております案件は、以上20件でございますが、このほか追加議案といたしまして、事件案件2件、予算案件1件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、本日までに受理した請願、陳情はお手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

日程第7 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

初めに、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番（柳田 博君） 昨年度より、新型コロナウイルス感染症が発症し、今年度に入り全国的に猛威を振るっています。本県はもとより種子島、本町でも言うまでもありません。本町はワクチン接種も全国的に一番早い接種率ということですが、蔓延防止等重点措置が適用されて12日から今月末まで延長することを決定されましたが、まだまだ先が見えない状況であります。一刻も早く終息を願うばかりであります。

しかし、三菱重工業は準天頂衛星初号機みちびきの後継機を搭載したH-IIAロケット44号機を10月25日に本町の種子島宇宙センターから打ち上げることを発表したところであります。成功を皆さんとともに祈りたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、本町の小中学校の通学路、スクールゾーンについてであります。

本町の主要幹線で大型車両や普通車両が頻繁に往来する道路において、車道と歩道の区別がされていない箇所が何か所程度あるか。行政、教育委員会は把握しているか、御答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、通学路につきましては、児童生徒が安全に安心して通学ができるように学校関係者はもとより、地域、道路管理者、警察等の関係機関が連携をし、共通した認識を持ちながら通学の安全確保を継続的に図ることが大変重要なことであるというふうに認識をしております。

現在、建設課においては、この上中の中心部にあるゾーン30区域内の4路線について、これは地区内連携事業ということで鹿児島で幾つかの事例しかないようでありますけれども、これを補助していただくことにいたしまして、歩行空間を確保する整備や歩道のバリアフリー化などを目的とした生活道路対策事業を計画をしているところであります。

また、上中西之線の上中地区においても、国の交付金事業を活用し歩道の段差解消などを目的とした交通安全対策事業を進めていくこととしております。

今年度は測量設計業務を発注いたしておまして、今後、整備が進むことにより児童生徒の通学時におけるより一層の安全確保が図られていくものというふうに考えております。

御質問の箇所数については担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

昨日、関係機関で組織をする協議会において通学路の合同点検がございました。

現地の確認とあわせ協議を行ったところでございます。

質問の幹線道路、交通量の多い通学路で車道、歩道の区別がなされていない箇所については一部歩道が設置されていない路線も含め、町内全体で6路線でございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。この調査もなかなか一般質問を出してから時間もなくて大変だったかと思いますが、次に、また、歩道がしっかりと区別されていても危険な箇所、ガードレールとかガードパイプ等が外れたりしてさびて腐っていたり、カーブミラーがさびにより腐食で脱落し、歩行の妨げになっている箇所、そのほか歩道に草や木が覆い茂り、へび等が出そうな箇所や歩道や道路の側線部分等に陥没、危険と思われる箇所がどの程度あるものか調査、把握しているか、答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

通学路における危険箇所については、現在、教育委員会で把握しているものでガードレールなど防護柵の関係が4件、カーブミラーや標識設置が2件、横断歩道など区画線に関わるものが7件、その他、側溝ぶたやのり面に関するものが5件となっております。

これらについては警察、公安委員会との協議が必要なものもございますが、再度、現地確認を行い、緊急を要するものについては道路管理者と協議をし、早急に対応をしていきたいというふうに考えております。

調査については、南種子町通学路交通安全プログラムを策定し、先ほども触れましたが、関係機関で組織する交通安全推進会議による合同点検を毎年度実施をしているところでございます。

この合同点検では各関係機関の専門的な立場から御意見を頂き、点検結果に基づいた実効性のある安全対策を検討し、改善を図っているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。

私が必要以上にこのような質問をなぜするかと言うと、今年6月28日午後3時頃、千葉県八街市の市道で下校中の児童の列に大型トラックが突っ込み、大きな死傷事故があったということについては皆さん御存知かと思えます。新聞を見て、毎年このような大きな事故が数件あるわけで、このような記事を見るときに私自身、身の

裂ける思いがし、どうしようもない悲壮感を持ち、私が身に置き換えて本町でこのような事故があり子供や孫たちが遭遇したらと思うといっても立ってもいられない状況になるのではと思うところです。加害者の事情はともあれ、学校に登下校する通学路であってはならない事案と思いますが、道路の改善を含め、町長の所感を伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

6月に起きました千葉県八街市の事故につきましては、下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、そして児童5名が事故に巻き込まれ、2名が命を落とすという大変痛ましい事件であったということであります。2名の御冥福を心よりお祈りをいたしますとともに、重傷を負いました3名の方の一日も早い回復を願うものがあります。

私といたしましても、今回のこの千葉県での事故については重く受け止めておりました、このような事故が今後二度と起こらない、そういうことを願うものであります。

安全対策については、今後とも教育委員会や学校が行う安全点検や道路管理者との情報共有を図り、通学路の危険箇所の把握に努めていくとともに、保護者や地域住民の御理解、御協力を得ながら今後も引き続き関係機関と連携をして、子供たちの安全・安心のこの確保にしっかりと取り組んでまいりたいとそうように考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。ぜひひとつそういった方向で進めていただければと思います。

本町では朝・晩、防災無線で繰り返し交通安全について運転者の方々、歩行者の方々について放送を頂き周知をしていただいております。しかし、交通事故は後を絶つことがありません。ドライバーは様々だと思います。無防備な歩行者を死傷させることがないように、行政として対策を取るべきだと思います。

今回のこの事故、現場視察には菅総理大臣も現場を見られたというふうに伺っております。国費で対応すると言われることもあったようでございますが、重要な問題だと思います。今後ともひとつ、町長をはじめ執行部のほうでは対応をしていただければと思います。

次に、小中学校の学力と体力について、本町の現状について質問をしたいと思います。

文科省の実施した2021年度、全国の小学6年生、中学3年生、全員を対象に学力

学習状況調査の結果を8月31日に発表しました。結果は、前年度も今年度も小学生については全国平均を上回っているということでございます。しかし、中学生については8年連続平均に届かずということでございます。

私自身、子供たちの学力のことをとにかく言うほどの者ではないんですが、中学生の学力が全国平均どころか県下の中でも最下位ということを経験して注視してききましたが、このことについて教育長の所感を伺います。

また、子供たちの体力の低下も挙げられております。このことも含めてお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） それでは、柳田議員の御質問にお答えをいたします。

全国学力学習調査の目的は、文科省が示す児童生徒が将来に生きて働く学力が発達段階に応じてどの程度身につけているかを調査するもので、その力の主となるものが国語と算数・数学ということで小学校6年生と3年生で行っております。

議員が示されたとおり、鹿児島県は中学校が課題となっておりますが、少しずつは全国との差は縮まっては来ております。中学校が全国を下回る背景としましては、少子化により小規模校になることによる教科担当の教員が減少することや切磋琢磨する学び舎の減少が出てくること、学校外での通塾等が考えられるのではないかと考えております。

しかしながら、今度公表されました南種子町では、小学校国語で県平均を1ポイント、全国を3.8ポイント上回っております。算数では県平均を4ポイント、全国を5ポイント上回っており、上位に位置しております。

問題となる中学校ですが、中学校国語では県全国平均を4ポイント上回り、数学では県を7ポイント、全国を5.8ポイント上回っており、全国でも最も上位に位置しております。

これらのよい背景には、コロナ禍ではありましたが平常授業や個別対応の充実ができたこと、教職員の日々の研究などが挙げられると思います。

また、町が進める小中一貫教育において系統的な学びや家庭学習強調週間を位置づけたことも成果と思われれます。

今回成果の高かった南種子中学校では、熊毛地区の学力向上対策のコアスクールとして指定されておまして、全職員で研修に取り組んだことも大きく影響していると考えています。

さらには、教職員からは中学校の生徒指導や特別支援教育が安定し、日常生活が充実できていること、また保護者の理解、協力が大変ありがたいことなども感想として挙げられております。

しかしながら、一人一人に目を向けると課題もありまして、理解を進めるための指導法やタブレットの活用についてもさらなる研修が必要かと思っております。

今後も学力の定着に向け児童生徒一人一人に寄り添い、成果の出せる教育活動が展開されるよう、教育委員会としてもサポートをしていきたいと考えております。

次に、子供たちの体力についての御質問でございますが、令和2年度の鹿児島県児童生徒体力運動能力調査では、小学校については毎年1つの学校を抽出して行っており、町全体としての比較は困難となっておりますが、個別のカルテに基づき体育や教科外の授業等で補充を図っているところであります。

中学校については、1・2年生全員が実施しており、熊毛地区の中学校は県を上回っております。その中でも南種子中学校は熊毛地区と比較して上回っている項目が上体そらしや反復横飛び、シャトルランなどで、下回っている項目が握力、長座体前屈でありました。その他の項目等についてもほぼ平均並みとなっており、全体的には熊毛地区とほぼ同じという結果でございます。

児童生徒の体力につきましては、日常の運動習慣の違いによって二極化が進んでいる現状があります。この現状を改善するとともに、今後ともコロナ禍ではありませんが、積極的に運動を取り組ませるなど、家庭とも連携を図りながら本町の児童生徒の体力に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今までの質問は教育委員会として管理する立場であって、現況を教えていただきましたけれども非常によくなっているという答弁でございます。ひとつ、私どもも注視しながら今後、この本町の子供たちの学力、体力をもっともっと向上させていただきますように、ひとつ御尽力を頂きたいなというように思うところでございます。

次に、これも学力とも関連をするのか分かりませんが、小学校、中学校では現在1人1台のパソコンやタブレットが貸与され、教育指導に利活用されていると思います。そのタブレットやパソコンをどのように、どの程度、利活用されているか。また、新型コロナウイルス禍であり、終息の兆しも見えません。都会ではタブレット授業とかというふうな記事も出ております。そういった新型株が蔓延し、子供たちに感染が拡大したときの対応についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

本町においては昨年度に国の進めるGIGAスクール構想に基づいて子供たちの創造性と教職員の働き方改革を目的に高速通信ネットワークによるタブレット導入を図り終わったところでございます。

活用方法については、まず教員によるオンライン推進化チームを立ち上げておりまして、そこで先導的に研修を行い、活用方法などについて広めつつあります。また、自主研究団体を立ち上げ、苦手意識を持っている教員も含め主体的に研修を推進し、これらの成果を授業でも進めつつ改善を図っているところでございます。

授業内では、全児童が全学校で活用を図っているわけですが、具体的には様々な学習支援ソフトを活用して調べたり、あるいは自分の考えを画面を通して伝えあったりしています。瞬時に友達の考えが分かり、学び合うことに多大な効果があります。

今後、職員のさらなるスキルアップに向けて、教育委員会とオンライン化推進チームが主導して、児童生徒の個別最適化された学びによる学力の定着に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） よろしく御努力を頂きたいと思っております。

このタブレットを自宅に持ち帰り、また宿題等の課題もこなしていくということを私も思うんですけども、なかなかここについてはWi-Fiとかいろんな情報がまだ行き届いていないところもあると伺っております。そういうようなことはなかなかできにくいことかも分かりませんが、今後、現代社会に対応できる子供たちを育成していただければなというふうに思っております。

次に、このことについては以前より新聞を取り入れた授業を行い、社会的な情報も利活用したほうが読み解く力がつくと、また、西之表市、中種子町でも新聞に触れ、読解力の向上の手立てとしてデジタル新聞を導入などを行っているともいわれております。

私は毎日、新聞を見てみなみネットとか子供のうたとか詩の覧をよく見ます。熊毛、本町の子供たちの名前が掲載されているとほっとうれいしいものです。学校教育の中でも必要に応じ、新聞等に詩や作文等も応募をすれば必然と新聞も見るといったような気がしてなりません。ぜひ、このような指導を教育現場に下ろしてほしいが、教育長の答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 新聞活用についての御質問にお答えをいたします。

平成29年に告示された新しい学習指導要領では、情報活用能力育成のため、新聞などの活用を図ることが明記されております。また、NIE推進協議会から独自に推薦を受けた学校が研究指定校として新聞活用について研究を進めているところであります。

本町では全ての小中学校で新聞を購入しており、国語科や社会、総合的な学習の

時間に主体的な探究活動として新聞記事を活用しているところです。

また、中学校においては国語科の授業で論説や報道など、新聞の記事を比較して読み、比較、批判したり、考えたことなどを伝え合ったりする授業が位置づけられております。今後とも学習指導要領に基づき、新聞を活用した学習に努めてまいりたいと思っています。

議員のおっしゃる新聞掲載の促進については、最終的には新聞社の判断にはなるわけですが、町教委や各学校の行事の際は報道関係者にお知らせをしたり、市民の広場欄への投稿も計画を立てて積極的に行ったりしているところです。

議員のおっしゃるとおり、掲載されることによって町民の意欲も高まることから、子供たちの新聞への興味を一層沸かせるとともに、その啓発や環境づくりにも取り組んでいきたいなと思っていますところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。ぜひひとつ新聞の掲載にも南種子町の子供たちが載ってうれしく、ほほえましく思う場面をぜひつくっていただければと思います。

次に、上中中心街に駐車場と公衆トイレの設置を町民の声であります。

この件についてお伺いしたいと思いますが、以前、もう五、六年になろうと思いますが、商工会と議員と語る会の中で上中中心街に駐車場と公衆トイレを作ってほしいという声があり、議会よりも要望をして提出しております。これまで一般質問でも何名かの議員からも質問がされてきております。また、喫緊では上中地区公民館でも協議がなされていると聞きます。車を走らせると町はずれにトイレや駐車場があります。しかし、トイレ等は急に用を催すこともあるわけです。ぜひ必要なことだと私も思うところですので、何か話を聞くと中心街の近辺には土地の取得もできるような話も聞きます。このことについて執行当局は協議、検討をされているのか町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

平成29年の5月10日に南種子町商工会、それから上中本通り会、町公民館婦人部連絡協議会等の会長の連名で商店街の閉店、廃業が進んでいるなどの現状からこれを少しでも打開するには上中本通り周辺に駐車場とトイレの設置が必要との内容で陳情が提出されているようでございます。

候補地について検討をしてきた経緯があるようでございますが、現在においてはこの中心部に民間宿泊業者の専用の駐車場とか、そしてまた上中派出所跡についても民間への売買が進んでいるということでありまして、それらに新たに町が施設を

建設するということについては場所の問題も含め総合的に判断をして現状においては非常に厳しいと判断をしております。

また、令和元年6月6日に企画課と当時の商工会3役との語る会を設けております。市街地への駐車場、トイレの設置について協議をしております。市街地へのトイレの実情等について説明を行いましたところ、商工会においてもトイレの建設をするのは現状では非常に厳しい状況であると、そのような意見を頂いているところであります。

現状では民間設置のトイレが中心部に新たに事業を始められたところにも誰でも使えるトイレも設置をされているということで、これも国の補助事業を活用して事業を始めたところでもありますけれどもそういったものや、少し離れますが防災公園、陸上競技場、ゲートボール場などにもトイレがあり、現在、よくここの役場の前の駐車場等にも来られて利用されている方もおるようでございます。そういうことも踏まえて、現段階においては商工会の意見も踏まえ、そういったものを使用していたらというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 協議をされているいろいろな様々なあれがしているということでございます。しかし、私が今回この質問をしたのは、やっぱりそういう声があったということで、私も勉強不足で現況がちょっと分からなかったこともあるんですけども、町長の答弁として、もう公共のトイレは無理だと、それから駐車場の敷地的に無理だという回答が欲しかったわけで、特に今、近況では商店もかなり店じまいをしてもう少なくなって買物に来る人たちも特定の商店だけというふうなこともあろうかと思えます。また、特定のその商店については駐車場もあるわけですから、そういうのを利活用していただければ幸いかなと私も個人的には思うんですけども、こういったのがくすぶっているわけでして、どうしてもできないと、そういった土地の取得もできないというふうなところから商工会もそういうような断念をするというふうな声もあるようでございますのでそこら辺でしないと、できないというふうなはっきりとした意見を述べていただければなと思えますが、町長どうですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほど申し上げましたように29年から状況も変わっております。そしてまた現状においては商工会のほうからのそういう御意見も以前とは少し変わってきているというふうに思います。ただ、いろんな御意見があるというふうなことでありますから、私どもとしては今、商工会の役員とかそういったところの御意見は伺っておりますけれども、果たして本当に必要なのかどうか、そしてどういった意見があるのかというのは今後意見として吸い上げて、場所も含めて本当に

そういったものが可能なかどうかということはしっかりと考えていかなければならんというふうに思いますので、今のところ先ほど申し上げましたように民間で設置をしたトイレも含めて商店街から若干離れますが、防災公園であったり陸上競技場、ゲートボール場とその配置にもいろいろあるんだと思いますけど、そういったものを今御利用頂いていますので、そこについては当面の間は御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、種子屋久航路ジェットフォイル高速船についてお伺いをいたしたいと思ひます。

私たちの種子島、屋久島、鹿児島本土を結ぶジェットフォイル高速船は、製造から30年以上を越す船もあり、エンジン、船体の老朽化に伴い更新が喫緊の課題となっていることは言うまでもありません。この件については種子島、屋久島の議会議員でも平成30年度、令和元年度と共同提案をして要望しております。

種子島屋久島振興協議会の中でも十分な議論を進めていると思ひますが、現状を県や国に私ども島民の悲痛な思ひを1市3町の首長が結束して要望してほしいと思ひますが、町長の所感をお伺ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

種子島屋久島航路に就航しておりますジェットフォイルにつきましては、平成元年の就航以来、島民生活や観光交流推進に不可欠な海上交通手段となっております、議員からもありましたとおり製造から30年以上経過し、更新を要する船体が多いということが喫緊の課題となっております。

しかしながら、船体の更新にかかる費用につきましては運行事業者、それから地元自治体の財政負担だけでは到底負担ができる金額ではございません。離島航路事業に多大な経営負担となる新船建造につきましては、種子島屋久島振興協議会において国への中央要請を行っているところでございます。

今後とも安定したジェットフォイルの就航が図られますように、あわせて種子島、屋久島の議会の協力も頂きながら関係機関と連携を図り存続、そして更新に向けて努力をしてまいりたいと思ひます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） なかなか先が見えない、更新をするにしても多額の軽費がかかるということも伺っておるわけですし、非常に厳しい、国の助成をもらわなければなかなか前に進まないのかなという思ひがしておりますが、町長の答弁どおり、ひ

とつ議会も一緒になって協力して更新をできるような体制をつくっていただければなどというふうに思っております。

島民の本土に渡る最大の足であり、観光交流やビジネス、病気治療等、絶対に不可欠な交通のインフラであります。しかし、最近ではエンジン等の不良や不調で港に引き返す事案も少なからずあると聞きます。また、最近ではコロナ禍で乗客の減少や燃料の高騰を理由に減便や旅客運賃を上げようとするけらいがある。離島という格差をなくす意味からも減便解消と運賃の低廉化を熊毛の首長で結束して要望していただきたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

高速船の減便につきましては、新型コロナウイルスの蔓延防止措置に伴い、8月30日から9月12日まで2便に減便ということで、8月24日に通知があったところがございます。このコロナによって、そしてまた離島においてもちょっと足並みもそろわない中で、西之表市の市長からも種子島に来るのを遠慮してほしいという旨のそういう情報発信もあったなど、そういうことも影響してこういう減便がちょっといろいろあったんだろうというふうに思います。現在においては3便体制になっているようでありまして、曜日指定で4便体制となっているようであります。しかしながら、この運賃については新型コロナウイルスの影響により利用者がピーク時の半分に激減をしております。7月1日から約2割値上げをされている状況であります。島民の方につきましてはこの島民割引運賃ということについて、有人国境離島特別措置法に基づく運賃低廉化事業というものを活用いたしまして従来どおりの金額となっているところであります。

しかしながら、島民以外の方もおりますから今後、運航会社をはじめ、国、県、関係機関と連携、協議を行いながら私どもといたしましては島民以外の利用者も含めた運賃の低廉化や安定した就航が図られるように努力をしていかなければならないとそうふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今年度の議員大会の中においても私どもの本町の議会では提出はしておりませんが、1市3町の中でどの町かはこの低廉化とか減便についてのあれがあるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

そういうようなことで議会も一緒になって、首長と一緒に進めていただければと思うところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで柳田 博君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） おはようございます。世の中、コロナあるいは南種子町では、さつまいもの基腐病、非常に暗いニュースの中で、先ほど町長から、私を育ててくれたコシヒカリ、これが非常によかったという話を伺いました。また、今年はさとうきびも非常に立派に育っているようで、このまま景気回復につながってもらったらなあと思う次第であります。

そのようなことから、次に私の一般質問に入らせていただきます。

馬毛島問題についてです。種子島1市2町の首長会談の必要性について、町長の考えはということでお伺いしたいと思います。

馬毛島問題が持ち上がった当時、種子島・屋久島の1市3町で米軍基地など、馬毛島移設問題対策協議会を発足させ、足並みをそろえてこの問題に取り組んでいたようですが、その後、それぞれの思惑から脱退が相次ぎ、自然消滅した経緯があり、脱退後、町議会は公平、中立の立場で調査活動を行うことを申し合わせ、特別委員会を設置した経緯については御存じのとおりだと思います。

当時は、防衛省も今ほどの具体的な動きもなく、また、それぞれの市、町の思惑もあり、協議会自体があまり機能しなかったのではないかなと思うところではありますが、ここ数年のうちに当時とは全く状況が変わってきております。

防衛省は、膨大な予算を投入し、馬毛島のほぼ全域の土地を取得し、馬毛島における自衛隊基地構想についての地元説明会、地元から要望が出された騒音体験デモ飛行、環境調査も始まっております。

加えて、西之表市の馬毛島問題の賛成議員による陳情活動をはじめ、中種子町、南種子町も動き始めました。このような状況の中、私は一つ不安に思っていることがあります。各市、町が独自に誘致合戦をすれば、種子島が分断されるのではないかとということです。

御存じのように、西之表市は市長が反対の立場であります。議会も反対、賛成が拮抗しております。そのような中で、誘致を推進する人たちは、このままでは地元西之表市が取り残されるという不安があること。また、反対を唱える人々からは、

南種子町、中種子町の動きに不快感を示す者などがいることも聞いております。

また、私個人としても、もし馬毛島に自衛隊基地ができた場合の一番不利な立場は南種子町ではないかなと考えております。隊員宿舎、これの誘致、島間港の整備などを陳情しておりますけども、有事即応体制を考えた場合に、馬毛島から遠く離れた南種子町にそのような施設を造るメリットがどこにあるのかなという疑問があります。恐らく、推進協議会の皆様方もこのようなことを考え、とにかく早く動かなければ後れを取ると、そういう思いからであっただろうと思います。

そして、この動きは南種子町のみならず、西之表市、中種子町も同じではないかと思っております。お互いに誘致合戦が始まり、島民同士の絆にも何らかの影響が出てくるのではないかと危惧するところであります。

現在、国際情勢をはじめ国の動きを見ておりますと、西之表市民には非常に申し訳ないと思うんですけども、もう国が動き出した以上、後戻りはなく、このまま基地化は進んでいくものと考えられます。

このようなことから、本町の町議会では先般の全員協議会で、もう一度、馬毛島問題に真摯に向かい合おうと意思確認がなされたことであり、今後、西之表市、中種子町議会とも積極的に意見交換などもなされるんじゃないかと思っております。

現在の西之表市長の立場を考えれば、馬毛島問題に関しての3者会談、これは非常に厳しいものがあるということは十分承知しております。恐らくこの質問を町長は私から受けて、お前が町長やってみれ、できるかよという気持ちになられたんじゃないかなと私なりに考えているところなんですけども。しかし、もうここに至っては、誰かが音頭を取って、そして徹底した意見をぶつけ合う時期に来ているのではないかなと思うのは、私だけじゃないんじゃないかなと考えております。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

馬毛島におけるこの基地建設につきましては、これまでも申し上げておりますように、国の防衛政策、そしてまた南西諸島の安全保障においては、非常に重要な施設であるということで、その上で進められているものであるというふうに私は認識をしております。これまでもそのように申し上げてきております。

馬毛島は、西之表市の行政区であり、西之表市も賛否が分かれている状況であるということは、皆様も御承知のとおりであろうかと思えます。しかしながら、国が馬毛島のほぼ全域の土地を取得をし、計画が進められていく中で、基地整備が進むということであれば、附帯施設の整備が種子島で行われるものと思われしますので、

隊員の宿舍の整備などについて、南種子町自衛隊誘致推進協議会とともに要望をしてきたところでございます。

議員からありましたとおり、南種子町においては騒音の影響など、距離的な問題も含めて申し上げますと、非常に不利な、厳しい状況にあるというふうに考えるのが一般的な考え方だろうというふうに思います。しかしながら、議会と協議会と今後連携を図り、誘致実現に向けて要請活動等を実施してまいらなければならないというふうに考えているところであります。

この御質問の会談については、御質問のような各市町の誘致合戦ということではないということは、これまで私は防衛省、そういうところでも申し上げてまいりました。1市2町にはそれぞれの役割があるということを防衛省にもお伝えをいたしましたし、メディアにも申し上げてまいりました。この誘致合戦というのは、メディアのほうでそういうふうな方向でいろいろ書かれますので、そういうこともあるのかなあというふうには思いますが、私が申し上げているのは、防衛省にも申し上げていますが、西之表市には西之表市の役割があるんだらうというふうに思います。大きな重要な港もあります。中種子町には空港の跡地もあります。そしてまた訓練もこれまでやってきております。南種子町においても、同様にそういうものに協力をしながら、そして、現在、国のほうにおいては、宇宙作戦隊もできております。

そういうことを考えますと、私がかねてから申し上げているのは、通常考えにプラス、私どもの町の宇宙センターとの関係もありますので、将来的なこともしっかりと考えながらこれをやっていく必要があるのではないかとということで、それぞれの役割があるんだらうということを申し上げてきているところでございます。

状況が整って、機会があれば協議についても必要な分もあろうかと思えますし、これまでのぶら下がりの中でも私もそういうことも申し上げてまいりましたが、現時点では、西之表市長が議会の中において協議の考えはないということを前の議会でも申し上げております。

そしてまた、西之表市議会で採択をされた請願書というのは、これは賛成派のほうで請願書も採択をされたわけですが、3点ほどありまして、自衛官の官舎は馬毛島を行政区域内に持つ西之表市内に設置をすること、そして、2番目が施設建設における物品等の地元調達に配慮をすること、建設工事等の地元企業の受注機会の確保や作業員の飲食や宿泊は、可能な限り西之表市内において調達をすること、3点目が、馬毛島への通勤のための定期船は、西之表港を整備をし運航をすることというようなことで要望をしているわけでありまして。

先ほど議員からもありましたように、各議会でも今後そういう議論も意見交換等

もなされるのではないかということでありましたけれども、現時点では、このようにそれぞれの町におけるそういうことだけを申し上げている状況がありますので、非常にこの会談をしたりということは、私は今の時点では厳しいかなという判断をしております。

しかしながら、私はもう最初から幾度となく防衛省の方々と会ったり、そしてまたいろんなところでも申しあげておりますけれども、それぞれ国の防衛政策、南西諸島の安全保障について、この重要性を種子島島民皆さんがしっかりと認識をして、そしてこれに私どもの町だけでなく島民がしっかりとやっぱり協力をすべきところを協力をしていくということが一番重要なことではないかということをお願いしてきておまして、それを経済の云々というよりも、一番理解をしていただいて、そしてまた、こちらに万が一来られるような隊員の皆さん方も気持ちよく、家族の皆さんも教育、福祉、医療についても一緒にそういうことをやっていけるような、そういう環境をつくるというのが私どもの役割であり、一番重要なことだというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 非常に難しいというのは私もよく分かります。このような質問を出す背景には、私は種子島は一つという考えを、もう島民みんなが持ってほしいという願いが込められております。

ここで、先ほど町長のほうから西之表市の賛成派の市議会が出した陳情の内容について、二、三触れられましたけども、やはり西之表市は西之表市、南種子町は南種子町、中種子町は中種子町と、そのようなことでいいのかなというのが私の最大の懸念するところであります。

そして、実はこの質問を出した背景には、もう1点あるんです。

以前、防衛省の方が町長室で説明をされたときに、私が防衛省の方に言ったのを覚えていると思うんですけども、今からとんでもないことをあなたに言うかもしれないと、私はもし自衛隊が馬毛島に基地を造るんだったら、国上から大隅半島に橋を架けると、トンネルを掘れと、今の技術で、日本の技術でできないはずはないはずだという要望を出すかもしれませんよと言うたのを町長も覚えていらっしゃると思うんですけども、根本はここにあるんです。

今、農家の方が一番大変というか切望するのが、東京・大阪方面に農産物を直送できないかというのが大きな課題になっているんです。今、輸送コスト支援というのがありまして、鹿児島までは船の便で補助が出ると、だけどそれ以降は出ないと。だけど、せっかくこの南種子町でできた品物、農産物、特に南種子町、この種子島は亜熱帯地方の北限と考えてもいいと思うんです。いろんな果物なんかも取れ

と思うんです。だけど、これが東京・大阪に行く頃には鮮度が落ちると、そしてその輸送手段もないと。そういうのを考えて、以前は関西便が1日1往復ありました。飛行機のです。これが今は盆正月だけです。

そして、このコロナで非常に今は高速船も減便になったような状況で、厳しいときではあるんですけども、私は反対に、今が一番のチャンスなんだと。このチャンスをなぜ生かさないのかと、そういうふうに思っております。もし、町長ももう自衛隊、国は動いていると。防衛省、ここにできるだろうと、それを想定して協議会の皆さん方もいろいろ要望を出されるんですけども、もうそれにもう一つ加えて、この種子島1市2町でその航空便の確保、旅客あるいは貨物、これを運ぶ飛行機を1日1便飛ばしてもらおうと、これを条件に持ってくると、そういう大きな一つの闘争条件といたらおかしいかもしれませんが、要望として出す、こういうのも非常に重要じゃないかなと。そのためにも、今のこの一番燃え上がっている時期、ここでしっかりと種子島が足並みをそろえてみんな協力しなければ、前には進まないのじゃないかなというふうに考えたものですから、こういう一般質問として取り上げたわけでございます。

町長の気持ちはよく分かります。そこで、この飛行機の1便というこういう私の考えについては、町長はどのように考えていますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この輸送コストの問題につきましては、有人国境離島法等による輸送コスト支援を実施しているというのも議員もおっしゃられたように、こういうものを活用しながら、基準の関係とか申請に基づく補助制度等を利用し、全ての人が恩恵を受けている状況にはなっていないというのは、御承知のとおりだと思います。

しかしながら、これについて国のほうにも要望を行ってきておまして、それぞれの離島が抱える一番の課題でございますので、今後も引き続きやってまいりたいと思いますが、改善には至っていないというところであります。

関西・関東圏への定期便就航については、これまでも種子屋久振興協議会や観光連絡協議会においても、今はコロナでちょっとできませんけれども、文書での要請だけになります、出向いていろんな要請活動も実施をしてくれております。しかしながら、なかなか実現には至らないというのが実情であります。

自衛隊誘致に絡んでということではありますが、いろんなことを私も考えながら、そしてまた可能なものについては、やはり皆さんでしっかりと一緒にやっていける部分について、我々も協力をしますし、自衛隊にも協力を頂きたいことについては申し上げてきております。

特に、宿舎についても、南種子町に全てということも私どもは申し上げておりませんし、少しでも分散をして、そういう形が取れるのであれば、この病院との関係であったり、隊員の皆さん、家族の皆さんの先ほども申し上げましたが、医療、福祉、教育全てのものについて連携が図られないかどうか、そういったことも申し上げております。

今回はこの農産物のここについてもということでもありますけども、この定期便化の要望については、またどういった形でそういう話が持っていけるのかどうか、そういう話を実現の方向に向けて、私どものほうからも、どういう形でそういうものを絡めて持っていければいいのか、そこは何でもかんでもというわけにもまいりませんので、十分に私どもも調査もし、研究はしてみたいというふうに思います。

ただ、最初の質問でも申し上げましたとおり、現状においては、やはり国の政策でありますので、それに関して私どもがしっかりと協力できることを協力をして、そして一緒にやっていくという、そのことを私もずっと申し上げてきておりますので、非常に1市2町の中では先ほどから厳しい条件であるやに聞いておりますが、そこについては私どものこれまでのずっと話をしていることに関しては、大変御理解も頂いているもんだというふうに私は思っております。今後も引き続き議会と、そしてまたこの協議会と一緒にやっていければというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 町長の立場としては当然だろうと思います。この航空便というのも、これもただ一時的な補償金、こういうのをもらうよりも、奄振みたいな継続的な補助事業、こういうのを要請したほうが、後々の種子島の発展にはいいんじゃないかというようなそういう思いもあります。

また、JALにしても、今、恐らく採算が取れないから撤退したんだろうと思うんですけども、これが防衛省なりの補助的な予算がついて、そして種子島に飛ばすとなれば、JALのほうについてもやはり懐は潤うわけでありまして、我々もその恩恵を受けるといふ、そういう考えがあったものですから、こういう質問をついでといたら何ですけども、関連質問として出したところです。

次の質問に入ります。

今後、南種子町として何らかの動きを考えているかということでお聞きします。

先般の臨時議会で推進協議会への予算というか、この自衛隊推進をしようということ、我々も予算に賛成しました。そしてこれが可決したんですけども、やはり予算をつけた以上は、何らかの費用対効果じゃないですけども、何らかの動きをして、そして住民に説明責任があると思うんです。皆さん方の貴重な税金をここ

に回したわけですので、それで、今後、行政として、あるいは推進協議会から上がってきている内容でもいいですけども、今後こういう動きがありますよとか、あるいは陳情の後にこういう動きがありましたというのがあれば、説明できる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

町が独自で何かをするということではありませんで、これまで防衛省にも参りました。そして、この誘致推進協議会とともに今後も要請活動等を効果的にやれるようにこれを組み立て、実施をしていくことになるというふうに思います。

今後の要請の活動計画というものについては、今現在調整をしているようでございまして、まだ具体的には決まっておりませんが、まずはちょっとコロナの蔓延防止の関係もあって、時期も調整をしたり今している段階でありまして、これは地元選出の国会議員の先生方のアドバイスも頂きながら、何が一番効果的なのか、そこについて実施を定めていきたいというふうになっているようでございます。

そこに、議会のほうも本議会を経て加わっていただけるというような形を伺っておりますので、そういうふうにしていただければ、非常に力強い形になってくるというふうに思います。

住民への説明につきましては、現在、詳細検討を行われておりまして、また具体的なそういう内容については、新たにまた報告するようなこともございませんが、今後、我々のこの協議会と一緒に活動していく中において、必要なものについてはお示しができる範囲の中で示されていくことであろうというふうに思います。

また、具体的なこの防衛省からの説明については、この詳細検討の結果等が出てきたときに防衛省より正確な説明をしていただけますように要請はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 分かりました。

次の質問に入りたいと思います。

先般、6月の議会で、南種子町の高校、南高跡地、ここに隊員宿舎を誘致するという事で報道もなされ、答弁もあったわけですけども、3月議会だったですかね。この中でこれが報道がなされてから、結構住民の方から、何でグラウンド跡地を使うのよという意見が多数、私のところ、個人的になんですけども、多数寄せられております。その理由としては、町のど真ん中に宿舎が必要なのかという話や、グラウンド跡地は町のイベント、この場合の駐車場にもなるし、いろんなのにも活用できるんだと、それとか、今後のトンミー市場の道の駅化とか拡張なんか、これ

に支障が出るんじゃないとか、そういう話がいろいろと舞い込んできました。

それも私のほうも、これは本決まりじゃないですよと、ただ、国からどこが空いているかということで示されたものだから、町長はここを協議会のあれに基づいてここを上げたということを聞いていますよということで説明はするんですけども、私個人の考えとしても、このグラウンド跡地よりも、もう浅はかな考えですけども、南高の校舎です。これをあんたたちが壊してくれと、ここに宿舎を造ってくれと言えば、校舎を壊す何千万かの費用は浮くわけですよ。あるいは、昔、農業機械科が使っておった下の倉庫、あそこをやるから、あそこを壊してあんたたちは宿舎を造れよと言えば、その壊し賃も浮くというような、そういう考えもなきにしもあらずで、これについては、町長もこれは本決まりじゃないですよと何度も言われておりますけども、だけど、これがもう独り歩きしてしまうと、もう自然にそういうふうになってしまうんです。言霊という言葉は非常に重要なあれになってきますので、ですから、まだ検討の余地があるんだということをはっきりと町長の口からお伺いすれば、住民の方も納得するんじゃないかなと思うんですけども、このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

まず、私どもの町当局に対しましては、この南高のグラウンド跡地への誘致は賛成できないという、そういうことをちょっとお聞きしたことはありませんので、ちょっと今そういう話があるんだなあというふうに思ったところでありまして、今回提出をした要望書については、誘致協議会が作成をした一例ということで、案の資料を添付して提出したと。これが島間港もそうですけれども、私どもが上げたことによりまして、ただ単に漠然とした計画に対して具体的なそういうところが出てきたので、いろんな反響があったんだろうというふうに思います。

しかしながら、この宿舎用地につきましては、詳細検討のため種子島における宿舎用地の選定に係る公有地の照会ということで、防衛省種子島連絡所からそれぞれ1市2町のほうに照会があったところであります。

その中で、既存の港湾施設から車で15分圏内であって、そしてまた、面積では5,000平方メートル以上の公有地ということで、照会がありました。南種子町としては、複数の候補地を照会をしているところであります。御承知のとおり、西之表市においても、反対の立場であります。これについては回答をしているというふうに伺っております。それぞれの市町でそれをなされているんだろうというふうに思います。

この防衛省種子島連絡所からの種子島における宿舎用地の選定に係る公有地の照

会においては、これまで新聞でも報道されておりますけれども、150から200名程度を見込んでいたというようなことで、こういうことがもう報道されておりますので、地理的特性や部隊の規模を参照しつつ、同規模程度の既存宿舎を参考として部隊として必要な戸数や規模を検討していくというようなことになっているようであります。

私どもは、これまで瀬戸内町のほうもちょっと視察にも行かせていただいたときに、分屯地の宿舎も見てまいりましたが、そこにあるような2棟の規模を、30世帯分の宿舎を2棟というようなことで、このうちの3分の1程度を見込んだものを記載をして、協議会からそういう案が出ましたから、それを一応、一案として上げているということでもあります。

ただ、その後、連絡所から学校の通学区域等についても資料提供を求められておりました、これは、中種子町も西之表市も同様に提出をされているんだろうというふうに思います。

要するに、そういうものも全て含めて、今後、国のほうが詳細検討をしていくのだろうというふうに思います。防衛省においては、あくまでも公有地の中から選定ということでもありますので、それぞれの町から数か所提示をしているわけでありませぬ。このことに、最終的には国が決定をすることでもありますので、私どもが住民の意見を吸い上げて、公有地のどこにどうかという、またそういうふうに検討するというのは、非常に今の段階では厳しいものがあるというふうに思います。

また、今上げている箇所と内容についても、そこについてはなかなか表に公表するわけにもまいりませぬし、それは1市2町、そのようなことでちょっとひかえさせていただいておりますし、そういうことでそれが独り歩きをしてどこの場所がどうたら、そういうことになってまいりますので、注意を払うように我々も伺っておりますから、なかなかそういうような議論が簡単にいくのかどうかというのは、ちょっと現段階では難しいかなというふうに思っております。

ただ、この南種子高校跡地というふうなことで決まっているわけでもありませんので、あくまで詳細検討を経て決定されるものだというふうに考えております。

先ほど、議員からもありましたとおり、高校の校舎とかそういうものについては、本当に私どもも考えれば、それはもう一石二鳥で一番いいことだというふうには思いますが、なかなか今公有地のそういう規定がある中で、また、そういうものをそこに対象に加えていくというふうなことには、なかなかないかなので、現状としてはそういうふうな話が非常にちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） まだ具体的な内容も決まっていない段階で、本日の質問になったわけですが、町長にはぜひ、日本の国にとって何が重要なのか、何が大事なのか、南種子町にとって何が重要で、何が大事なのか、何が町民のためになるのか、やはり大きな目線で各課長さん方、優秀な方がいっぱい並んでおられます。この方も真剣に取り組んでいただいたらなと考えるところです。

また、我々議会も、やはりこの問題については、非常にやはり種子島全体の問題ですので、真剣によく検討してまたまいりたいと思います。当然、反対、賛成おられるわけですので、皆さん方が最終的には納得していただけるようなそういう方向でいくのが一番だろうと思うんですけども、世の中なかなかそうはいかないのが実情ですので、最善の策を考えていきたいと思いますので、ひとつ町長にはその方面で頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

文化財的価値のあるものの継承、政策ということで、これは、鉄砲伝来で活躍したとか、なくてはならなかった人、西村織部丞についての質問になりますけども、私もいろいろ調査をしてみましたけども、まず資料がない。そして、教育委員会が文化財としての看板を設置するのは難しいのかなというのもよく分かりました。分かった上で、あえてこの文化財としての価値のあるもんだということを質問させていただきます。

質問の前に教育長にお伺いします。

教育長は、教員で県下のあちこちを回ってこられたと思いますけども、授業以外でこの鉄砲伝来、あるいは西村織部丞、このことについて何か話題になったことがございますか、ひとつ聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

学校の授業外で鉄砲伝来の話や西村織部丞の話が出たことがありますかということでございますけれども、県下の教員の間の中では南種子町の門倉岬とか、南種子町門倉岬とか、さらには西村織部丞という名前、あるいはその方が漢文による筆談によってなされた功績などというのは聞いたことはございません。

その理由としては、基準となる文部科学省の学習指導要領に教える内容、範囲が定められておまして、小中学校の歴史学習は大まかな社会事象を学ぶといった方針になっているからだと思います。

例えば、内容の記述としては、鉄砲伝来の地が種子島であること、世の中を大きく変える事件であったこと、そういったことのみが記されており、そういうことから、理由として上げられるんじゃないかと思います。そう考えますと、鉄砲伝来

イコール南種子町とか、あるいは門倉岬といった認識は県下の先生方は低いと考えております。

しかしながら、種子島に赴任したことがある教職員や旅とか歴史好きの方々は、南種子町の門倉岬に漂流したポルトガル人が鉄砲伝来として、そういうことを知っていないと小学校3、4年の町の様子とか歴史学習という郷土学習を進めることはできませんので、南種子町の作成する社会科の副読本とか郷土史などを使って教育を行っている南種子町の教職員とは、話がいっぱいそいのは出てくるのであろうと思いますが、県下全員とか日本全国の先生方はそこまではないだろうというふうに考えているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 教育長の言われるように、全国的あるいは鹿児島県でもあまり知れ渡っていないというのが実情だろうと思うんです。私も鹿児島県下はほとんど回ってきました。転勤で2年から3年、あちこち回ってきましたけども、赴任先で必ず自己紹介をするとき、これこの前も言いましたけども、私の生まれたところは日本の歴史の常に先端を走っているところですよと、皆さん分かりますかと言えば、えっとみんな言うんです。それで、昔は鉄砲の伝来で日本の歴史を変えましたと、今はロケットを上げて未来に羽ばたこうとしている島ですよと、日本の最先端の島ですよということで自己紹介をするんです。そうすると、返ってくる言葉のほとんどが、種子島ですか、種子島はよい人が多いですよと、先輩方が飲んべが多くて、飲んべが強い人が多かったですよと、あるいは、ロケットは今度いつ上がるんですかと、そういう返事しか返ってこないんです。

現実には、私もこの南種子町に60歳で帰ってきました。18歳で鹿児島に出て、60歳で帰ってきました。この西村織部丞の屋敷跡というのは、私の集落の中にあるんです。私の家から150メートルぐらいしか離れていません。だけど、私も全然もう記憶になかったです。帰ってきて初めて知ったような状況なんです。だけど、鉄砲の日本に対する歴史的な位置づけというのを考えた場合に、これはとても大きな日本の歴史を本当に変えてしまった一つの大きな出来事なんです。それが、あまりにも知れ渡っていない。鹿児島県下でも、ただ鉄砲伝来は種子島だと、そんぐらいたと。

あと、昔の話というと分からんのですけども、よく聞く話では、異国の者たちが漂着したら、全員皆殺しにしとったと、虐殺しよったんだというのが歴史上出てきます。これが、織部丞さんという方が、御書物によると砂浜に漢字を書いて、そしてあそこの中の人とやり取りをして、遭難船だということが分かって、そして西之表市に連れて行ったというそういうふうになっているんですけども、この資料というのがなかなか出てこないんです、いろんな資料が。

私、昨日一昨日、西之表市の西村家に行って直接話も聞いてきました。そしていろんなものも見せてもらいました。だけど、残念ながら織部丞さんに関する資料というのがないと。これは何でかといえば、はっきりとしたあれじゃないんですけども、織部丞さんは、その後この鉄砲に関する事で何か責めを負われて、切腹して罪人になったんだと。そのときに資料は全部破棄されたんだというような話も伺いました。詳しく知りたい方は、後で私のところに来てもらえば話をしますけども。

それで、西村家の屋敷跡というのが本村にあります。公民館の裏には西村家の墓の跡もあります。墓は今掘られて、どこか西之表市に持っていかれたようですけども。昨日夕方、ちょっと私より四、五歳上の先輩方に織部丞さんのこと、西村屋敷のことについて聞いてまわったんです。そしたら、自分たちが小さい頃、小学校の頃は物すごいきれいな屋敷だったと、整備されて。それで家も2階建ての家がたしか建っておったんじゃないかなと。そしてその屋敷の裏側のほうの山に何か不動明王が建っていて、そこはたたり神だと、ここに入ったら行けないということで小さいときから言われていると、今も入りたくない。私、それを知らずに先般入って、その不動明王のそれも見てきたんですけども。地元ではそういうふうに恐れられている山だと。この切腹させられて山に埋められたという話と何かつながるのかなというのも思ったりして、昨日、学芸員の係長とちょっと語ったんですけども、いろいろと疑問点もあるということで、ただ、そういう資料が全くないという状況なんです。

この中で、この織部丞さんに関する看板を教育委員会のほうに立てるというのは無理な話だと思うんです。だけど、これはやはり非常にこういう日本の国に、歴史にとって影響を与えた人物、これはもともと真剣に調査をして、そしていろんな資料を集めて、文化財にはならなくても観光の拠点となるようなそういう何かをやっぱりやってもらいたいなど。

それで南種子町中の本村、あるいは門倉の看板を見て回りました。残念ながら門倉岬に鉄砲伝来の看板が1つあって、それからポルトガル人上陸の地という、もう海岸に下りたところです。もう年寄りほとてもじゃないが行けません。そこにまたちょっと石碑がありまして、そこに織部丞さんとか、当時関係した人の名前なんか3人ぐらいちょこちょこっと出てくるぐらいでした。

このような状況の中で、やはりこの日本の歴史に大きな影響を与えた、そしてこの南種子町が一つの誇れるもんだと思うんです。こういうのを案内板なり何らかの対策をするのがやはり後世に伝えるべき我々の努めじゃないかというふうに思ったものですから、こういう質問をしたところです。

そして、屋敷跡についても、ここに最後に質問の中に、屋敷跡の活用についてと

いうことも入れましたけども、西村家の現在の当主の方は協力しますというような話も、もう自分から屋敷跡も自由に使ってほしいんだと。そしてあそこに観光拠点でも造ってもらって、あるいは西村織部丞に関する資料の展示室でもできれば協力する用意はありますよという話もされておりました。

こういうことを踏まえて、教育長にどのような考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる文化財的価値のあるものの継承、伝統継承政策ということですが、西村織部丞に関する案内板の設置や屋敷跡地の活用ができないかということでもありますけれども、それらについて、これまで町文化財保護審議会においても幾度となく議題にさせていただいていたわけですが、今現在、町の文化財に指定はされていないことによりまして、文化財としての看板は設置していないところであります。

その理由として、屋敷跡が個人所有の土地である、また建造物としての屋敷は、残念ながら残っていないということ、石垣も調査段階ではしっかりしたものは敷地内には確認されていないということでもあります。唯一、不動明王の石碑が残っておりますけれども、これ、議員がお話しされたように、この石碑の言い伝えの中では、地元において屋敷跡周辺が不動山や荒神様などと呼ばれておまして、むやみに立ち入るとたたりがあるとか、この森の木が倒れると死人が出るといった伝承が残る場所でもあったりして、文化財として人がむやみに入るような状況となることを好ましくないと考えている人も多いようです。

また、屋敷跡は急傾斜地で危険なため、保存活用するには経費がかかることが予想されることもあり、さきに申しましたとおり、町文化財保護審議会でも協議をしておりますが、今現在、文化財に指定する方向にはなっていない状況であります。

しかしながら、非常に日本の歴史を変えた方の場所であったりということから考えたときに、また、それらをどのように継承していくかということなどについて、関係者、関係機関などともよく協議、検討していくことが重要であると考えております。

また、看板による紹介の在り方とか学術的な価値とか、郷土史作成の際の内容の在り方などについても、さらに協議、検討していくことが必要であろうと考えているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今回はこの文化財的価値ということで教育長に見解を伺ったと

こなんですけれども、本来なら企画課のほうの観光ということで、またいろいろと出してもよかったのかなというように今考えるとこなんですけれども、企画課長のほうもひとつ教育委員会のほうと連携を取ってもらって、できたら観光に役立つようなそういう方向、まずは観光につなげる、そこから始めて、そして調査のほうもやっていくということでお願いをしたいと思います。

次に移りたいと思います。

農業政策ということでお伺いします。

農業従事者の労働力不足の解消に対する対策は検討されているかということで、質問をしたいと思います。

今、さつまいもの収穫が始まっておりますけれども、この時期、仕事がきついと、さとうきびにしても一緒です。きつい仕事である上に、高齢化が進んで働く人がいないと。これはどこも一緒なんです。けれども、農家の人たちにとっては、本当重要な問題でありまして、私の知り合いの農家の方も、早くから誰かアルバイトはいないかなということで探しておられました。今年は基腐病による被害が予想よりはるかに多く、もう来年はさつまいもの作付を減らさないといけないというような方もいらっしゃるということをあちこちで聞いております。このような厳しい現状の中でありますけれども、収穫作業は進めなければならず、大変な思いをしているんです。

それで、農家というのは結局、時期によってさとうきびであったりさつまいもであったり、米であったりとか、それぞれ1年を通じて雇用というのはなかなか厳しいということで、そこら辺なんかも雇用のネックになっているのかなというように思っているんですけれども、ちょうどたまたま私がこの一般質問を出した後に、企画課長のほうから特定地域づくり事業協同組合ということについて説明が議会のほうにありました。この説明を聞いて、今の農家のあれにぴったしじゃないのかなと私は思ったところです。ぜひこれ推進をしていただきたいんですけれども、こういう行政がやっている住民に私たちはこういうのをやっているんだというのを知らせるのがありましたら、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

農業政策、農業振興において、農業従事者の高齢化と減少に伴い、労働力不足の解消というのは、これはもう大きな問題であります。農業は農繁期に多くの労働力が必要でありまして、これまで期間雇用体系で維持をしてきたところではありますが、募集してもなかなか雇用希望者がいない状況であると。そしてまた年間雇用に取り組む農家も出てきておりますが、雇用面で経費が増加をして厳しい経営を強いられ

ている状況にあると、そういった課題があると思います。

そういった中で、この特定地域づくり事業協同組合制度というのが近年出てきておりまして、この制度については、地域の担い手確保の取組を推進するという目的でもって、複数の事業者の仕事を組み合わせて、年間を通じた安定的な雇用環境を整備をすると、まずそれができるという制度でございます。農業分野でも非常にこれが期待をしております。

私もこのことについては、全国でいち早く島根県の小さな自治体取り組み、そしてまた鹿児島県においても、今、徳之島県も準備をしておりますが、和泊町と知名町もこれ2町でスタートをさせております。早くから私も関心を持っておりましたので、全国の一番早くやっているこういう先進地について調査をして、本町も進められないかということで指示をしてきておったところでございます。

現在、制度の説明会を事業者や関係機関を対象に、8月25日に実施をするということで予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策の影響によりまして、現在、少し延期をしている状況でございます。今後、積極的な制度の活用を推進をして、そしてまた何とかこれ本当にこの農業だけでなく、あらゆるこういう協力を頂ける事業者のほうでそしてまた、年間雇用できるようなこういう環境づくりができないかどうかというのは、何とか取り組みたいということで、農業振興、地域事業の振興にしっかりとこれがつながってくると思いますので、何とか努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 企画課長の説明を聞きましたけども、本当非常に農家にとってはいいことじゃないかなというように私も感じました。ぜひ、これができますように頑張ってもらいたいと思います。

次に行きます。

最後になりますけども、Iターン・Uターン者の農業従事実態についてということで、もし記録でもあればということでこの質問を出しました。というのは、このコロナ禍の今こそ、農業希望者の誘致活動を積極的にやるべきではないかなということをお私思っておるものですから、これ、以前も一般質問で出したと思うんです。今、コロナで都会には住みたくない、あるいは会社が潰れた、田舎に帰りたい、じいちゃん、帰ってきたいけども土地があるかとか、そういう話も聞きました。

こういう中で、Iターン・Uターン者、実際、この南種子町に来てどんだけ農業に従事している人がいらっしゃるのかなというのが一つで、また、今後、私は今が本当チャンスな時期だと考えておりますので、他の都会に対する発信、こういうのをどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この農業希望者の誘致活動につきましては、本町での農業の魅力について、県の情報誌とか、そしてまたSNSなどを活用した情報発信というのを随時行ってきております。今後も農業従事者を確保していく上で、島外の農業希望者への情報発信を強化するとともに、受入れ体制についてはさらに検討を加えていく必要があるというふうには考えております。

まだ完全というわけではありませんが、今が、これは農業に限らずほかのことに關しても、離島、いろいろ注目されている部分もありますので、本当にチャンスに変えられるときでもあるというふうに私も思っておりますので、ここは何とか頑張ってみたいと思います。

Iターン者・Uターン者の農業への従事実態及びまた今後の取組については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、Iターン関係についてちょっと述べさせていただきます。

現在、農業次世代人材投資資金関係の事業を活用した新規就農者の実態について説明させていただきます。平成24年度から令和2年度までの受給者については、27名、その中で本町出身者、Uターン者、地元の方が12名で45%、Iターン者は15名で55%となっております。

近年の新規就農者の実態として、作物関係では園芸作物のスナップエンドウ、安納芋や花木のヒサカキ栽培などの経営体が多いような状況であります。

情報発信についても、SNS等を活用した本町の農業の魅力を随時発信していけたらと考えているところであります。

また、受入れ対策として、地域での話し合い活動でも、後継者がいない農家がどのような条件で受入れが可能なのかなど、引き続き検討をしていくように努めてまいります。

南種子町の広大な豊かな農地を誰が守り、基幹産業の農業を振興していくか、その中で、まず地元で活躍する農業経営者への支援活動を重点的に取り組み、その中で儲かる農業経営の育成と魅力ある農業を発信関係に努めて、新規就農者、担い手農家の育成確保に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 農業をやっていない私がこういう質問をして、非常に私も心苦しかったんですけども、本当、農家の方たちといろいろと話をしてみますと、みんな

な高齢化も進んで、だんだん畑も荒れてきた、土地は余っているという人もいっぱいおられます。借りる人もいなくなってくると、そうなった場合にどうしようかと不安に思っている方もいらっしゃると思います。

どうか行政のほうで、今このチャンス、この時期をチャンスと捉えて町長も言われたように、この時期がチャンスですので、誘致活動、こういうのに一生懸命いい案を出してもらったらなと考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

再開を午後 1 時 15 分とします。

休憩 午後 0 時 12 分

再開 午後 1 時 11 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） 時間が経過していきますので、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、ふるさと納税の強化対策についてということで、質問書を出しております。

県内トップテン自治体から本町が学ぶべき点と課題は何かということで質問を出しておりますが、先般、総務省より、2020年度の各自治体別の納税寄附額が公表されました。全国の納税寄附額は6,724億円で、寄附件数は3,488万件です。昨対比1.38倍の伸び率です。人口1億2,000万で単純に計算しても、3.4人に1人がこの制度を利用していることとなります。世帯数で言うと、約5,500万世帯ですから、1.5世帯に1件利用したこととなります。1件当たりの利用金額は約1万9,000円、当然、1人が複数件利用している方も多いと思いますが、この認知度と利用度の高さには驚かされます。でも、これがふるさと納税の今の実態です。

さらに、驚かされるのがもう一つあります。宮崎県の都城市が、何と全国のトップで135億円です。2番、3番は、北海道の紋別市、根室市で、ここも130億、120億と続きます。4番目が何と北海道の白糠町で97億円、これ人口7,500人の町でございませう。5番目、宮崎県の都農町82億円、人口は1万人弱でございませう。

小さい町ながら、大きな自治体を抑えて上位に位置しているというのには、並々

ならぬ取組の努力と熱意が伝わってきます。小さい町であっても、やる場所はやっているんだなというふうに感心を、びっくりさせる所所であります。

さて、前置きが長くなりましたが、ここから本題に入っていきます。

鹿児島県内においても、頑張っている自治体はたくさんあります。1位は志布志市で51億円、2位が大崎町で49億円、南さつま市43億円です。何と12位までが10億円以上の寄附金を頂いております。

本町の昨年の実績9,700万円で33位でございます。県下44市町村のうちの33位、9,700万でございます。昨対比で見ると2.2倍ですので、うちだけの感覚で見ると、よく頑張っているなという評価もできますが、県内を見回すだけでも、まだまだこの事業に対する取組の弱さを感じないわけにはいきません。

そこで、質問趣旨にあるように、上位自治体がこの事業にどのように取り組み、成果を上げているのか、本町に足りていない部分はどこなのか分析し、今後の取組に反映していかなければなりません。必ずヒントがあると考えております。そこらの分析を、まず町長の見解を示していただきたいとお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

8月1日の南日本新聞に、2020年度の鹿児島県内自治体へのふるさと納税額が、先ほどもありましたように、前年度の約1.3倍に当たるということで398億円となり、新型コロナウイルス禍の巣ごもり消費が増加の要因と見られるような掲載がされておったところでございます。

県内トップであった志布志市については、ウナギと肉類の返礼品がおよそ85%占めており、大崎町、南さつま市においては、やはりウナギや肉類が上位を占めているということでもあります。

このことについては、担当部署において常に動向を確認をしながら、新たな商品の開発などをしてしておりますが、結果としては、新鮮な海産物や農産物など魅力的な返礼品を用意できる自治体が上位を占めている傾向にあるのが事実であります。

本町においては、一昨年、これまでの総務省からの指導、そういったものを受け、一時期5,000万まで金額、寄附額が落ちたところでありましたが、ルールも変わりましたので、新たなスタートを切ったところであり、そこから2020年度の実績額としては、およそ倍近くの9,774万3,313円ということでありましたが、一気にこれを増加させるというわけには、なかなかまいらなかったところであります。

しかしながら、この1億近くの返礼品の上位を占めるものについては、安納芋、そして、肉、タンカンとなっており、全体のおよそ6割を占めているところであります。

す。

南日本新聞にもありましたが、巣ごもり消費については、担当部署において我々も指示をし、推測をしております。そして、今、関係をして協力を頂いております事業者訪問などもいたしまして、意見交換を行い、そしてまた県内トップの自治体で上位を占めている肉についての商品開発も行っていたら、牛肉を使用したピザであったり、現在においては牛丼パック、そしてまた黒毛姫牛、黒豚の定期便など、返礼品として掲載をさせていただいております。

今年、新たな取組をしておることについては、前議会の中で、一般質問ではなかったですけども、私のほうからも説明をさせていただきました。議員が言われるように、どこかにヒントがあるということで、それは私も思っておりましたので、佐賀県のみやき町に、これは県内の数人の首長と、私、町村会の経済委員会に入っていますから、その中で行った折に質問をさせていただきました。

この佐賀県のみやき町においては、泉佐野市と同様、すばらしく実績を上げ、80億近くを上げていたところだと思います。これは何がやっぱりそういうものの金額を打ち出せるかということと話を、当時の町長には聞かせていただきましたけれども、やっぱりこれは現在の自治体がやっております、全国の自治体のサイト、そこでのトップページにやっぱり持ってくるPRの仕方というのが、かなり影響しているというのは分かりました。

そしてまた地場産品ですけども、どんどん特産品の開発というのはまたやって、そしてまた、それが物が全て出ていくかということ、そうでもありません。やっぱりそれぞれの自治体、武器というものについては、あえて武器というふうな言い方をさせていただきますけど、その特産品がやっぱり地元にある米であったり、肉であったり、そういったものが主流になっているというのが、私どもが調査をした中では、そういう話であります。

しかし、それをいかに、やっぱり見ていただいて、寄附をしていただいて、それを表に出していくかということ、その対策だろうというふうに思いました。

現在はルールが変わりまして、以前のような半分以上の、そういう返礼というのもできなくなっておりますから、ここは私どものところにも直接、肉を扱っている、そういうところが業者があるわけでもありません。

しかしながら、ここの子牛の畜産農家から、毎月、子牛の競り市があるわけですけども、そこにおいでいただいて、種子島、そしてまた特に南種子町の子牛を買っていただく事業者がおられます。そういう方々にもお願いをして、そして自分のところで肉の開発、そして販売もいろいろやっております。肥育をされているところがございます。

今度は娘さんがやっている会社もありまして、そこにもお願いをしながら、現在、いろいろ我々の南種子産の牛ということでPRをしていただいて、これをやっているのが、今の実態であります。

これを昨年まで、そういうこともありませんでしたから、今年、サイトのほうにも出していただいて、そして、これが先ほど申し上げましたけれども、黒毛姫牛ということで、そのサイトに載せている時期においては、爆発的にそれが注文が入ったりしております。そういうことで、この前は平山のジェラートのほうも載せさせていただきました。

いわゆる、この全国の自治体のサイトを見ても、そういう肉、ウナギなど同種のものが非常に多いですけれども、やっぱり今後、リピーター対策の取組と、そういうものもやりながら、そういう上位の占める自治体においても、広告費を捻出しながら、やっぱりこれが一番効果があるというふうなことは私どもも分かっておりますので、前議会でも申し上げたとおり、それを今年度取り組んでいるところであります。

ただ、皆さんも見ていただければ分かりますが、そのサイトの中に出てくるものも、ほとんど肉とか、本当に同じものがいっぱい出てまいります。有名な神戸牛であったり、そういうところもいろんなところが出てまいりますけれども、そことやっぱり競争をしていくわけですから、そして、頻繁にそこに出てくる場所があります。それは、それだけ毎月広告費を使ってそういうものを、しっかりそこの連携が取れているんだと思います。

ただ、我々もいろいろ試みましたが、今年度取れたサイトの期間というのが、なかなか集中する期間は、それができませんでしたから、そこを今から次年度、そしてまた将来に向けて改善をしていく必要があるということで、今、今回は3か月それを、今現在もやっております。

それと併せて、今度はふるさとチョイスとは別で、楽天のほうもありますので、いろんなところやっぱり今伸びてきているものがありますので、私どものところ、今、注文が物すごく入っているのは、肉もそうですけれども、やっぱり安納芋であったり、先行予約でタンカンであったりポンカン、そういうものが入ってきておりますから、そういうものをそういうPRの仕方を、今後、十分にそういう会社と連携が取れて、その枠を確実に取れるように、今ハッパをかけているところであります。

本町においても、令和3年度その予算を確保させていただきました。そして、今、ふるさと納税サイトのトップページで、自治体の魅力を訴求する広告を打ち出しております。大々的にPRを今やって、実績も伸びてきておりますので、この3年度

の実績について、これからしっかりとまた頑張るって、よい結果が報告できるように努めてまいりたいというふうに思います。

また、既存の特産品も併せてPRを行い、また本町を応援をしていただける方を増やせるように目指さなければならないと思っております。そのほかにどういうものが効果的かというのは、今後、職員と一緒に頑張って勉強をしながら、打てる手をしっかりと打っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。非常によくチャレンジして頑張っているという姿勢がよく分かりました。今年も1億5,000万の予算を計上しております。必ず達成できるものと信じておるわけですが、1つ、次の議題に入るんですが、提案でございます。

1億5,000万をいってほしいという願いがあるんですが、それとは別に、やっぱり全国の上位の状況を見回すと、我々が今想定している金額よりもはるかな上を、1つ丸が違う数字が並んでいるわけです。実績として出てきているわけです。

我々もやっぱりそこに指をくわえているよりは、1歩でも2歩でも近づいていかなければいけないというところで、やはり現実を現実として捉えながら、やっぱりチャレンジ目標と。チャレンジ目標金額というのを一つ設定をして、予算とは別に、それに向かって取り組んでいくという一つの取り組み方があっていいんじゃないかというふうに考えているわけですね。

そこで、私が提案するのは、一応町長に、今回20億という数字を1回提案させていただくわけですが、これ20億には一つ理由があって、高知県の芸西村、村ですよ、人口3,600人の高知県土佐湾に面している。施設園芸、農業、漁業が中心の村。行ったことないですよ。ネットで見ただけなんですわ。そういう村が19億8,000万、昨年実績を上げております。

何でこんなにできるのかなと不思議でならないんですが、やっぱり背景が、非常に自主財源がないと。住民サービスが、なかなかうまくできないと。頼るところは、このふるさと納税。自主財源になりますから、一生懸命取り組んだと。職員も、もちろん町長が旗を振って、職員、住民、生産者、取り組んで、やっと今この数字にたどり着いてきていると。サイトを見ましたら、10社、10社に出しておりました。品目も、土佐高知ですから、カツオ、野菜等々、牛肉も少しありましたかね。いろいろありました。

やっぱり必死になってもがいてやっているところは、それなりのやっぱり実績がついてきているというのがあるわけですね。確かに町長がおっしゃるように、大崎町や志布志市等は、ウナギ、牛肉がメインでやりやすいんですけど、そういうふう

に、これといった特産がないところでも、頑張っているところはそれなりに数字を上げてきているというのが実情ですから、本町の場合も、非常に背景は厳しいところが多いですけども、一つ一つやっぱり取り組んでいく必要、取り組んでいくことによって、数字が積み上がってくると思うんですね。

町長が頑張っていないというわけじゃないですよ。一生懸命頑張っているのも、よく理解し、評価はいたしますが、さらに上を目指すためにどうするかというときには、やっぱり一つの大きな目標金額を立てて、そこに進んでいくということが非常に大事じゃないかなというふうに思います。

仮に、100メートルの山を登るのと、1,000メートルの山を登るとじゃ、おのずと心積もりも準備も違ってきますよ。100メートルは、そりゃ普段よりちょっと頑張れば行けるかもしれないですけども、1,000メートルの山、なかなかそう登れないです。同じ理屈じゃないですか。私は、そういうふうに単純に考えるわけですが。

最初のやっぱり心積もりから、そういうふうに持って行って、1億5,000万という予算はありますが、それとは別に、やっぱり20億というチャレンジ予算をつくって、1年でできるのか、2年でできるのか、10年かかるのか分かりませんが、チャレンジしていくことによって、やっぱり数字は積み重なっていくし、心積もりも変わってくるし、取り組む姿勢もおのずと変わってくるというふうに思いますので、ここはどうしても、一つ現状に取組プラスして、そういう取組をぜひやってほしいなというふうに思って、町長に提案をするわけですが、いかがですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

目標を高く持つということは、大事なことだと思います。そしてまた、チャレンジする大きな目標額を予算化するという事は、まずこれはできませんので、私どもも20年度が1億弱ということでしたので、まずは、ルール改正があってからの初年度からいたしますと、幾らかそこは抜け出すことができたと思っております。

ただ、それで満足するわけにまいりませんので、まずは予算化いたしましたのは、今回の取組の中で、まず確実にそこまで何とか頑張っていたかなければいかんということで、1億5,000万の予算を組ませていただきました。

本心を言いますと、一気に5億とか10億とか、そこからぼつと抜け出していくような、そういう思いは、職員ともども持っております。そして、この仕組みは利用しながらも、またそのサイトの中から本町の特産品をいろいろ見ていただくわけですが、やっぱり小さかったり、離島であったり、僻地であったり、そういうところで非常にうまくやっているところについては、地元の行政というよりも事業者の方々と連携が図られておって、そして事業者の方が非常に頑張っております。

漁業関係においても、生ものをそれを取れたてをすぐ出荷できるような体制を取っておったり、いろんなことをやっているところがあります。

ただ、そこも、私どものところもインギー鶏もあったり、いろいろするんですが、地元で業者ごとにそれをやっておっても、なかなかこれが前に行かんというのも事実であります。

ある、こういう特産品というか、加工をやって、しっかりと表に出したいという、そういう業者も鹿児島におります。それを私どもは返礼として使えないかどうか、そういうことも考えるわけですが、これは地元のほうで、そこら辺がしっかりとまとまって、そういうもので動かしていけるかどうか、そういうことになると、そこに載せていくことがなかなかできないんです。

やっぱりいろんなところの、鳥一つにとっても、やっぱり炭火焼きであったり、いろんなものがありますけれども、そういう今、小分けしたものとか、そういうものがかなり出ているところもあります。

ですから、今後もしもいろいろ地元においても、そことも連携を図りながら、そういう体制づくりができるかどうか、それも一つの課題だろうというふうに思います。

ただ、今は、安納芋、タンカン、そしてまた焼酎であったり、ここにあるもの、ずっと載せておりますけれども、ただそういうものを載せて、それをただ単発的に出すような、そういう体制ですから、もっと議員からもありましたように、そういうふうにもうまくいっているところの仕組みというのは、町内にある事業者さんとの連携もしっかり図られているわけでありますので、逆に、いろんな手だてが、何が全てが加わったときに、そういうふうにもうまくいくのかというのは、今後分析をしながら、さらに努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長が一生懸命もがき苦しんでいるのは、よく分かります。なかなかハードルの高い事業でありますから、全国1,780自治体が、我は我はと言っしてしのぎを削っている、非常に競争率の高い厳しい社会、事業分野ですので、ここに我々でも、負け船で行くわけにはいきませんので、あえてチャレンジをして挑んでいかなければ、自主財源の確保はより厳しいという実態があるわけです。

ですので、苦しい中でも、やっぱり高い目標を持って、やっぱり心積もりを持って、腹を据えてかかっているかないと、なかなかこれは達成できない。ほかの市町村からやられるという側面は、必ずついて回りますので、そのことを肝に銘じながら、我々はこれに立ち向かっていかなければならないと思っております。

そこで、次の3番目ですが、私はそれを目標金額、町長が腹積もりは何億か持っているんだという答弁はありましたが、私、仮に20億達成した場合、一つの目安と

して、担当者なり担当チームなり、あるいはアイデアをくれた町民なり、一つの報奨制度を設けて、御褒美として還元するというのも一つの方策かなど。全てとは言いませんよ。一案として、そういうのがあってもいいのかなど。

仮に20億いけば、7億円が町税で入ります。1,000万ぐらいやってもいいじゃないですか、安いもんですよ、次の年も入ってきたら。

それぐらいの腹積もりで取り組めば、またお互いふるさと納税に対する意識というか、モチベーションが高いところで維持されて、次々といろんなアイデアが浮かんでくるというチャンスも生まれてくるかなというふうに思っておるわけです。

即どうこうという問題でもないでしょうが、そういうことも含めてトータル的に考えながら、現状の枠組みから発想じゃなくて、違う発想から、いろんなアイデアをつくりながら、やっぱりやっていかないと、なかなかこれは克服できないなと思っていますので、そこらについても町長、少し答弁をお願いできますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

なかなか民間とは違いまして、特別報償をお支払いをするというのは、非常に無理があるかと思いますが、職員については、地方公務員法や条例に沿って給与が支給をされることになっております。

しかしながら、職員のやる気を起こす、そしてまたコロナ対策においても、いろいろ職員や住民の方々、いろんなところからやっぱり乗り越えるための御意見というのを頂きながら、実現できるものをみんなで話し合いながらやってきたという経緯がありますので、そういう意味では、本町は他市町よりも、そこら辺、現在、職員が非常に頑張っていただけ、そういう姿勢があるというふうに思います。

今後、寄附額の多い自治体の状況等についても分析をしながら、どのような形、そういう中、やる気をもっと起こさせるようなことができるのかについては、私どもも調査もしてみたいと思いますが、現状としては、地公法の関係等によって非常に無理があるということで、お答えをさせていただきたいと思います。

職員には、このふるさと納税については、先ほどからも申し上げておりますとおり、今年度いろんな形で取組をしておりますので、何とか本当に自分たちが思っただけの予算化をしている金額以上の結果は出したいというのは、それぞれの思いであると思いますので、私もちょこちょこ、大体、月の状況がどのような状況なのか、職員にちょくちょく今の流れを、実績を報告させておりますけれども、あんまり言い過ぎるのもどうかなと思ひながら、そこは状況を把握をしながら、みんなで何とかここを本当に乗り越えて、また次の年、次の年というふうなことで、そこにつながっていくような方策をしっかりと打っていきたいというふうに思いますので、御理解を

頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 時間がだんだん減ってきております。この議論、1時間、2時間あっても足りないんですが、その次に行きたいんですが、その前に一言、総務課長にお伺いいたします。

財政を担当する課長として、やっぱり本町の自主財源、町税これ8億ぐらいですと横ばいをしているわけですが、自主財源確保には、一番の方法が、このふるさと納税であります。

財政を預かる担当課長として、企画課任せじゃなくて、やっぱり財政部門からのアプローチも大変重要なという思いをしているんですが、このふるさと納税強化対策に、総務課長として財政部門担当として、どういう働きかけをしていこうと考えておるのか、一言お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、先ほどから町長が申し上げているように、職員が一体となって全力を挙げてアイデアを出したりしております。

今回、今まで、今年に入ってからなんですが、コロナ対策についても、職員が接種に参加をして、接種のスタッフとして土曜日と水曜日出動ということで、全員が町の問題意識を持って取り組んでいるというのはありますし、自主財源確保という点では、税を含めて、職員が意識を持って取り組んでいるところでありますので、引き続き全力で頑張りたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

じゃあ、次行きます。耕作放棄地対策についてでございます。

耕作放棄地というと、もう一つ荒廃地と2種類あるそうなんですが、併せて報告をしていただきたいと思います。現状の耕作放棄地、あるいは荒廃地の実態及び今それに対する対応策、解決策等があれば、御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

荒廃農地対策を含めた実態調査というものを、農業委員会で毎年実施をしておりますので、後ほど担当局長より説明をさせたいと思います。

農地利用の意向調査を、昨年度、農地の所有者1,300人程度にアンケートを実施をしております。このうちの60%近くの回答を得ております。その結果から、現状の認定農業者、担い手農家、中心経営体の農家だけでは、5年、10年後には、約500ヘクタールの面積をカバーできない、そういったものの状況推測はされてお

ます。

その対策として、それらを踏まえて農地基盤整備や農道整備を推進をして、大規模経営体の育成とか規模拡大に向けた対策、地域における農地に関する人・農地プランの話合い活動など、重点的に取り組んでいるということでもありますので、この実態については、局長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 農業委員会事務局長、山田直樹君。

○農業委員会事務局長（山田直樹君） 御質問にお答えします。

耕作放棄地の問題は、農業従事者の高齢化や担い手の減少などにより、全国的な課題となっております。

まず、耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、以前、耕作していた土地で、過去1年以上、作物を作付せず、この数年の間に再び作付する考えのない土地と定義をされております。

耕作放棄地の実態ですが、2020年の農林業センサスの数値については、まだ発表されておりませんので、2010年と2015年の数値を申し上げます。2010年は75.01ヘクタールあり、そのうち田が46.59ヘクタール、畑が28.42ヘクタールです。2015年は82.09ヘクタールあり、そのうち田が46.52ヘクタール、畑が35.77ヘクタールとなっております。

農林業センサスは、農家による主観ベースの面積でありますので、農業委員会が毎年実施している荒廃農地の発生・解消状況調査に関する調査、いわゆる農地利用状況調査の結果では、平成27年度は101.51ヘクタールあり、そのうち田が23.16ヘクタール、畑が78.35ヘクタールとなっております。令和2年度は87.09ヘクタールあり、田が21.69ヘクタール、畑が65.4ヘクタールとなっております。

実態としては、年々減少しておりますが、減少の要因については、農地へ再生したものもありますが、その多くは非農地判断によるものです。この荒廃農地には再生利用が可能な荒廃農地と、再生利用が困難な荒廃農地に区分されており、再生利用が可能な荒廃農地は46.72ヘクタール、再生利用が困難な荒廃農地は39.65ヘクタールあります。

荒廃農地の発生の要因としては、農業従事者の高齢化や担い手の減少のほか、面積が狭く基盤整備ができない農地、農道が整備されていない農地、周辺が山林や原野となっている農地などが上げられます。

次に、耕作放棄地の解消に向けた対応策については、担い手の育成確保と農地利用の最適化の観点から取組を進めています。

まず、担い手の育成確保については、これまで農地を取得する場合は、取得する農地を含め、50アール以上というのが取得の条件でありましたが、今年4月から、

その取得条件を50アールから20アールに緩和をいたしました。このため、農地の取得がしやすくなり、新規就農の促進につながるものと期待をしております。

さらに、総合農政課においては、国の制度を活用した農業次世代人材投資事業補助金の交付や、サポートチームによる巡回指導などを行い、対象の新規就農者に対して支援を行っております。

農地利用の最適化に向けては、荒廃農地の実態把握と指導ということで、農業委員と農地利用最適化推進委員が年間を通じた農地パトロールを実施しており、特に8月から10月にかけては農地利用状況調査を実施し、調査が終わったら、荒廃農地の所有者に対して意向調査を行い、早期の改善指導を行っております。そのほか荒廃農地が発生した場合は、その周辺に耕作している担い手等に対して、あっせんを行っております。

昨年度は人・農地プランの作成の年であり、各地区で検討会が開催され、そこでも耕作放棄地についての話合いがされたところです。ある集落では、耕作できない農地が発生すると、その集落で耕作者を探し、耕作放棄地が発生しないよう、集落で取り組んでいるところもあります。

また、山林化しているなど再生利用が困難な荒廃農地については、現地調査を実施し、非農地判断を行い、耕作放棄地の解消を図っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、報告があったとおり、やっぱり高齢化、後継者不足ということで、これは年々こういう状況は増えていくという実態にあるわけで、なかなかこの解消策、取り組んではいるが、非常に難しいというのが現状だろうというふうに思います。

その中で、熊本県が早くから耕作放棄地、荒廃地に解消策として、何かセンダンを植えてくださいということで推奨しているということで、特に天草地方を中心に進んでいるようですね。20年で伐採できると。家具材として非常に有望ということで推奨しているみたいです。

本町に、このセンダンが合うかどうかは分からないんですが、一例として、一応ここに取り上げているわけですが、これが本町に合うか合わないかも踏まえて、一度調査検討をしてみる価値はあるんじゃないかなということで、ここに上げているわけですが、これについての考え方をひとつお願いできますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地、荒廃農地等について、本町でもセンダンの導入検討をすべきではないかなというような御質問だろうというふうに思いますが、センダンについては、

熊本県の天草広域本部と、それから熊本県指導林家の福田氏が会長を務めるセンダン未来研究会の共同でプロジェクトを立ち上げ、そしてまた福岡県の大川家具工業会では、地域のセンダンを使う創生プロジェクトというものに取り組んで、地域活性化を目指した活動をしていると、そういうようなことであるようでございます。

しかしながら、本町において、農地の林地転用の問題とか、こういったものもございまして、導入可能かどうかを含めて調査をする必要があるかというふうに考えます。詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 熊本県のセンダンの取組について、熊毛支庁の担当の林務担当者、それと、新聞記事に掲載がありました関係担当者のほうに直接連絡を取り、伺った状況のみになるんですが、その状況によりますと、センダンについては、熊本県で栽培マニュアル等を作成して取り組んでいると。生産、加工、販売等の情報については、詳細、現在お願いをしているところの調査中であります。

栽培管理については、植付けから初期成育については、芽かぎとか枝落とし作業と、あと病害虫関係のカミキリの食害等の対策が必要であると。その中で、人工栽培のセンダンについては、現在、生産栽培中であって、販売の実績はないというふうな状況であります。

今後、情報の収集等の調査を行うというような計画であります。

本町でも、立地条件の悪い農地が荒廃しておりますので、荒廃しないように、人・農地プラン関係を今現在、地域の話合い活動で情報提供、農業委員会、関係機関と連携を図って、農地あっせん対策を行っているところであります。

本町では、特に山林に近い農地では、サカキ等の枝ものの推進関係ということで、荒廃農地対策ということで進めるように努力しているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） まだ実績が出ていないから、なかなかそれは答えようもないんですが、やっぱり目に見えて耕作放棄地は荒れていくことが予想されます。なかなか農地に戻すというのも大変です、やる人もいませんし。

ただ、これを見て見ぬふりをしていても、全く手も出さないというのも、またこれ非常によくないので、こういうのもあるよと。多分ほかにも、もっとほかの商材もあるでしょうから、やっぱり耕作放棄地、荒廃地にも手を加えていくという視点から捉えて、仮にセンダンが駄目であっても、ほかの取組をやっぱり強化していく必要があると思うのです。そういう意味で、今後の取組もぜひお願いをしたいというふうに思います。

そういうところで、3番目の農地名義荒廃地は、ここはカットします。

次に、町営住宅の管理改善についてということで質問をいたしますね。

前回も、住宅問題について質問をいたしました。年間150件もの問合せがあり、即できるものには対応しており、予算のかかるものには時間を頂いてるという答弁でしたね。誠にそのとおりであると思っております。

そこで、前回、私もうっかりしておりましたが、修理修繕を必要とする場合のその判断基準、そういうのがよく分からなかったものですから、今回どれぐらいになったら交換をしてもらえるのか、即修繕してもらえるのかという判断基準を、今回は示していただきたいなというふうに思っております。

そこで、この写真は、松原の住宅の玄関ドアでございます。2軒、同じようなドアがあるわけですが、これ決して茶色の色じゃなくて、これ腐食さびによるドアですね。表玄関365日朝昼晩、住人が利用するドアでございます。ここには穴も空いております。

この住人いわく、前々から役場のほうにお願いをしているんですが、なかなか交換してもらえないというふうに聞いております。こういうのが多分予算的に厳しいから、時間がたっているんだろうなというように推測をするわけですが、そこら辺も含めて、交換、修理の判断基準をどういうふうに捉えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 修繕の判断基準ということでありますが、前回も御質問がございました。

まず、御質問にお答えをする前に、令和3年の7月30日に発行されました議会だより第174号に、6月議会の質疑答弁の内容が掲載されておりました。議員の部分に、町営住宅対策についての質疑答弁が掲載されておりましたが、6月議会において、私が答弁した内容と違う内容で掲載をされておったところであります。会議録の原稿を確認されての内容記載であったのかどうか分かりませんが、はっきりしていることは、議会で答弁した内容と違う内容で議会だよりに掲載をされ、町民に誤った情報が伝わったという事実がございます。

今回、その議会だよりを確認し、入居者から管理者であります南種子町担当課からの状況調査など行われず、怠慢ではないかと思えますとまで書かれた要望書が、令和3年8月30日に提出をされました。

議員も、要望書の内容は確認されたと思います。そして、その後、この件については、議員からも謝罪を受けたところでありますが、また、その後においても、議会だよりを見たということで、9月の7日と9月の8日に、別の入居者から2件要望

等が届けられたところでございます。

決して要望書を提出したことを問題にしているわけではございませんが、議会答弁と違った内容を掲載したことによりまして、誤った情報となり、要望書が提出をされたというのは、私もこれはちょっと問題だというふうに思います。

6月議会において議員から、条例でちゃんと水洗トイレでなければならないという規定があるので、云々という質問がありました。これに対して私は、この条例は平成25年4月1日以降の建設のものに適用されたものであり、それ以前の住宅については従前の例によるもので、この条例は該当しないというようなことで説明をしたものでありまして、しかしながら、いろんな要望があるということで、示させていただいたところであります。

私といたしましては、誤解をしている町民への適切な対応、今後もこのようなことが起こらないよう、また、議会広報編集委員会においても、責任ある対応をお願いをしたいものだと、そのように思っておるところであります。

それでは、御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、今後の町営住宅の建て替え及び改修計画の判断基準についてということでお答えをいたします。

今年度、公営住宅等長寿命化計画の見直しを実施しておりますが、基本的な考え方として、旧耐震建物、昭和56年以前の住宅につきましては建て替え計画で、昭和57年以降の住宅については、浴室、洗面、台所への給湯設備の設置や合併浄化槽の整備、バリアフリー化を含めた居住水準の向上を図る改修計画として考えてきておるところであります。

将来ストック推計の結果、公営住宅施策対象世帯及び著しい困窮年収未満の世帯は、減少傾向で推移すると予想がされておまして、公営住宅の管理戸数においても、著しい困窮年収未満の世帯の減少率に合わせて管理戸数の減少、また、民間との住み分けもしている状況であります。

町営住宅への居住するための要件、ルールが合わない方、収入基準を超えている収入超過者や高額所得者については、民間活用等も検討してもらうなどの対応が、今後必要となってまいります。

それによりまして、空いた住宅へ、老朽化している住宅の入居者などの住み替えを行い、建て替え計画がスムーズに実施できるよう検討していかなければならないと考えておるところであります。

また、長期振興計画や再生マスタープランとの整合性を図りながら、長寿命化計画策定、見直しを実施をし、事業計画を検討しておりますが、平成27年度には新栄町団地の建て替え事業を国へ要望し、そして内示まで頂いておりましたが、選挙で

町長が替わり、事業を継続しないとの理由で、事業を白紙に戻し、国・県に顛末書を提出の上、国・県に多大な迷惑をかけた経緯があります。そういったことがありましたので、新栄町については、いまだに建て替えができていないというのが現状であります。

こういうことが今後起こらないように、事業計画というものについては、確実に継続できる対応、体制が必要になってくるというふうに私は感じております。具体的なこの判断基準の内容については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、御質問にお答えいたします。

今回の修理、修繕の判断基準ということですが、小規模な修繕で業者へすぐ依頼のできる判断基準としては、明らかに5万円以下でできる修繕であるかが判断となります。

また、修繕をするかしないかの判断基準については、明確なものではなく、担当課としては、故障や危険な部分などの不具合が生じている箇所については、修理をしていきたいと考えておりますが、6割近くが築40年の老朽化した住宅で、費用対効果を考慮したら、建て替えを検討している住宅もあることから、入居者が望む改修や修繕等できないこともあると思いますが、また、これ以上、居住できないと判断した場合は、空き住宅への転居や民間活用等も検討してもらう必要もあると感じております。

入居者には不平不満を思っている方がいるかもしれませんが、担当課としましては、予算の範囲内のできる限りの対応と、入居者への配慮はしております。

また、本来、入居者がやるべきことについても、入居者の中には高齢者等も多く、なかなか自分で対応できないこともありますので、まちづくり公社や業者へ依頼し、できる限りの対応は実施しております。

今後も引き続き、同様の対応をしていきたいと考えておりますが、入居者が居住しながらの修繕等は、生活に支障を来す可能性もあるので、入居者と今以上に相談を行い、了解の上、可能な範囲で修理、修繕ができるよう、検討したいと思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長からあった指摘の件については、大変御迷惑をいたしました。次回の議会広報で、おわびと訂正を入れさせていただき予定にしておりますので、その点、御理解をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

そこでですね、住宅政策は、当然必要でございます。古いのは大半でございますので、それはそれで必要なことではありますが、今回、私が聞きたいのは、古い住宅

でありながら、やっぱり住人が今住んでいる以上、不都合がある場合は、やはり対応していく必要があるんだろうというふうに思うわけですね。

ところが、前回の答弁の中で、年間150件もの要望が来て、担当者が行って、状況は大体把握していますよということで、大体分かっているということだったので、そうかなと私も思っていたんですが、その後もずっと回ると、なかなかどうも私の耳に聞こえてくるのは、役場に相談をしても、その後、何の返事も来ないと。いつ修理してくれるかも分からないという声を聞くわけです。一番あってはならない状況じゃないですか。

問合せをしたら、今、予算がないので、いついつ頃になりますよと。もうしばらく待ってくださいねとか、これはすぐできますよとかいう、何でそのキャッチボールができないのか、多分、全部じゃないと思いますよ。150件のうちの何件かは知りませんが、そういうの実際耳に入ってくるわけですよ。

これも、さっきお見せした松原の団地のドアの問題です。多分、これ1年、2年でこんななつたと到底思えないですよ。こういうのが即できないのかなと。こういうのがぼろぼろ出てくるものですから、ここはここで住宅政策とは別に、住んでいる住民については、簡易なものはすぐできますよと。大幅な修理については、いろいろ今、住宅政策をつくっていますので、もうしばらくお待ちくださいという説明と、分けてやっぱりやらないと、住民には分からないわけですよ。皆さんは分かっているかもしれないですけど、住民は全然、全く分かっていないですよ、そういうのはね。

たまたま新栄町団地も、今度建て替えか改修かという計画が今度のやつに載っていましたが、それも全く知りません。いつまでここに住み続けるのかも分かっていないわけですから、そういうところにも丁寧に、こういう事由で、次こういう計画がありますから、もう少し待ってくださいねとか、すぐ直せる修理については、分かりましたと。次の、予算がないので、次の予算12月まで待ってくださいねとかいう、そういう対応が何でできないのかなというところで、今回の判断基準という質問をしているわけですから、そこらについて、よく分からない。やっぱり役場に問い合わせたら、やっぱり最後まで答えを返してあげるとい、返事がないというのが一番悪いパターンだと思うので、そこらはやっぱり町長、もうちょっと改善の余地があるんじゃないですか。答弁お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員から今ありましたようなことが事実であれば、それはそれでしっかりとやらなければならないというふうに思います。

ただ、これまで、私は先般、議員から、松原の住宅のドアの問題も聞きましたの

で、逆に担当にそれを申し上げました。ところが、それが全部言ってきているかと言うと、そうでもないということで、そこにいろいろ食い違いがあるようですから、どれがどうとは私も申し上げませんが、しっかりとやっぱり今言われたようなことで、そのことだけではなくて、いろんな住宅にかかわらず、町民からのいろんな御意見、御要望があります。そして、長い期間、全然それについても手をつけていなかった部分とか、いろいろ今もあります。

そういうものを少しでも早く、とにかく解決をしていくという方向で、今、まちづくりの公社ですぐできるものとか、そういうものも今取り組んでやっておりますので、まずそこは、もう一遍職員ともしっかり話をし、徹底をさせますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

ただ、私も職員から聞いている中においては、全部、その職員のほうも、そういうこともあってはなりません、今後、注意はいたしますけれども、住宅に向いて、そこをいろいろ手を入れて、どこが悪いか、その聞き取りをするにしても、今までも実際あるところで、それがあったみたいです。

中に入って調査もしないといけないということで、いろいろ御相談もしておりますと、それはそれで時間を調整をして対応していただかなければ、その部分ができないところがあったり、そういうことも話は伺っておりますので、議員から今日出たような、役場にも言っているがやってもらえないというようなことが、今後はそういうことがあってはなりませんから、そこはちゃんと連絡、また、そして回答もできるように、そこは職員にも話をし、務めさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 住宅問題は、ケース・バイ・ケースで対応しないといけない場合が多々ありますので、それはお互い理解のできるところだと思うので、やっぱり住民の要望に応えるというところは、やっぱり行政の一番のベースでありますので、よろしく願いをいたします。

時間が、あと6分しかありません。あと残りの工事のところは割愛をいたしまして、荃南小学校プールの漏水対策についてお伺いをいたします。

今年、荃南小学校のプールが漏水で、花峰小学校に行ったというのをお聞きをしました。たしか私の記憶では、昨年も同じような状況だったと思うんですが、なぜこれ2年連続こういう状況になっているのか、これまでの実態と経過、今後の改善についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 詳細については、後もって担当課長より答弁させますが、これまでの経緯を簡単に申しますと、今年度4月に、福岡県のプール製造メーカーに対

しまして、調査委託を担当課のほうで発注をいたしております。調査については、5月11日に当初実施をする予定であったというふうに伺っておりますが、5月6日に鹿児島県から新型コロナの感染拡大に伴って、緊急事態宣言区域、そして拡大地域及びまん防地域等、重点地域からの県内への移動自粛の要請があったと。

そういうことから、この調査については延期をしているというふうに伺っておりますので、その経緯、詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

まず、荃南小のプールについては、漏水により、議員おっしゃるとおり、昨年度から使用の停止をしており、学校に不便をおかけしているところでございます。

これまでの経緯ですが、令和元年度は通常どおり、水泳の授業を行っております。その年のプール休止時に、全ての水がなくなるという事態となっております。翌年の令和2年には、学校に早めのプール掃除をお願いをし、給水を行ったところでございます。結果は、満水状態にはなりますが、やはり水位の低下が確認をされました。

そこで、令和2年度については、給水をしながらの使用も検討をしましたが、プールの給水には一般家庭の供給に多大な影響があることから、協議を行い、使用中止を決定したところでございます。

その後、業者へ発注を行い、壁の接続部のコーキング処理などを実施しましたが、状況が改善されなかったため、今年度4月に福岡県のプール製造メーカーへ調査委託を発注したところでございます。

調査については、町長からもございましたとおり、当初5月の11日に実施する予定でしたが、コロナ感染拡大に伴い、県内への移動自粛が県のほうから要請があったことから、調査の延期をお願いしたところでございます。

その後、コロナ状況を確認しながら、8月の23日に現場調査を実施することにしておりましたけれども、7月26日からの種子島においても感染が拡大をし、また福岡県においても、再度、緊急事態宣言区域となったことから、再度の延期をお願いし、現在に至っております。

なお、この期間の荃南小の水泳授業については、花峰小と調整をしながら行ったところでございます。

現在、福岡県においては緊急事態措置、そして鹿児島県においては、まん延防止等重点措置が9月30日まで延期をされております。それ以降の状況を見ながら、日程調整をしていきたいというふうに考えております。

改善対策につきましては、調査の結果を基に改善が可能か、改善が不可能か、不

可能であれば新設をするのかどうか、慎重に協議をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） そのプールの状況、経過はよく分かりました。小学校の各PTA各位にはどのような通知をされたのか、最後に1点伺いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） プールについては、プール授業については、一番近くの花峰小で行うということで学校側にも通知をし、花峰小でのプール授業ということで周知をしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） PTAの通知。学校の通知じゃなくて、PTAの通知。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） PTAについては、教育委員会から直接通知はしてありませんが、学校のほうから行っているかどうか、そこら辺は確認はしてありませんが、PTAの方も承知をしているというふうに思っているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 時間が来ましたので、これで私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで、14時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時22分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。名越多喜子さん。

[名越多喜子さん登壇]

○5番（名越多喜子さん） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

コロナ禍の中、コロナワクチン接種につきましては、南種子町は島内でも一番進んでいると聞いております。これも町長をはじめ医療関係者、職員の皆さんが一丸となって事に当たった結果であると思います。感謝申し上げます。今後いろいろな状況が発生することがあるのではないかと思います。体に気をつけて事に当たっていただきたいと思います。

では、1番目の質問といたしまして、福祉対策について質問いたします。

車いす生活者への交通費の助成についてですが、助成があるかないか、あるのであればどのようなものか町長にお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

質問通告書に基づき、担当課長から聞き取りを行い、答弁書を調整、準備をいたしておりましたが、今朝方若干質問原稿をまたいただきまして追加順番変更があったということで、この追加質問の事項も含め誠意を持って答弁いたしますが、不十分な点については御了解いただきたいと思っております。

まず、車いす生活者の病院等の交通費補助があるかないかということですが、町のほうとしてこの交通費の助成をいたしているということとはございません。車いす生活者のこれについては、現在福祉タクシー利用しているというのが現状でありまして、これについては町内で福祉タクシーを運行しているのがはやしタクシーさんだけであるということでございます。

この福祉タクシーを利用するに当たっては、身体障害者に対しての1割の割引があるとはただそれだけで、町としての助成については現在のところ行っておりません。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今町長もおっしゃられましたが、車いす生活者というのはどうしても車いすになれば一般のタクシーというのは利用しにくいですし、また状況が進んできたらなかなか福祉タクシーでないと動けないというのが現状であるようです。

それで、福祉タクシーの場合はものすごく料金が高額になると。なかなか非課税者とかそれから納税者とか国民年金の方ではもう到底利用はできない、だけでも病院のほうは連れてきてくださいと。連れてこないと薬ももらえないし、診ないと薬もあげられないからということ、極力寝たきり以外の人は何とかして連れてきてくださいというのが医療機関の、発信をしているのが現状なんです。

それに対して私本当に、野間の病院に行ってたんですけども、平山から野間の病院までで1万3,000円往復かかると言っていました。福祉タクシーで。国民年金の方が、これを1か月2か月に一遍で、薬代から何かでもう相当な額になると思っております。できたらこれのほうに、例えば温泉とかそういうところに行くときはバス代はただですよ。

じゃあそういう人たちはバスは利用はできないわけですから、そういうのも踏まえた上で福祉タクシーというのは病院に行くときぐらいは、やっぱり町としても補

助、助成をすべきじゃないかというのもつくづくと思って、なかなか大変だよなて。本当に年々やっぱりそれが、回数が増えてきますので、自分たちも乗せるときも1人では乗せられません自分の車にも。2人、3人がかりで乗せないとだめということになってきますので、そういうところをぜひ福祉のほうとして見て、前向きに早急に考えていただきたいという思いがしましたので一般質問をかけたところなんですけども、今後そういうところを踏まえて町長としてはどのような考えをもっていますか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

福祉タクシーの料金につきましては、議員からもありましたように業者に確認をいたしました。普通のタクシーに比べて割高に設定をされているようであります。

現在の利用状況では、病院の受診とか転院される時、その他いろんなことで利用されているとのことでありまして、私もつい先日まで利用させていただきましたので、この仕組み、状況についてはよく理解をいたします。

ただ、これまで特定非営利活動法人NPOふりいじあが介護認定を受けている方に限っての利用でしたけれども、旧道路交通法第80条、一定の要件を満たした場合自家用自動車による有償輸送の例外許可を受けておりまして、福祉輸送サービスの提供ができるという規定を利用して安い料金で自家用有償旅客運送を行っておったところであります。しかし、11月からNPO法人から会社組織に変更となるため、このサービスは提供できなくなるとのことです。

議員からの御質問でもありましたように、利用者にとって負担となっていると思いますので、今後この福祉タクシーの利用助成については、検討をしてみたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、これを使う中によってこの民間の福祉タクシーであっても身体障害者の方に1割の割引であるとか、こういうことについてもなかなか知らない方も多いただろうというふうに思いますし、やっぱりそういうものの周知であったり、この制度について御負担が高くなっていることは理解をいたしますので、今後検討させてください。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ぜひ本当に、もうみんな切羽詰まった生活の中でやっておりますので、そういうところに本当に少しでもいいですので前向きに考えて、気持ちの分だけでも、分かってもらうだけでも生活してる人たちは心がほっとするところもあると思いますので、ぜひ考えてほしいと思います。

2番目の質問として、廃棄物対策についてですが、長谷の廃棄物施設と上中大宇

都の廃棄物施設があります。特に大宇都の廃棄物施設に対しては、集落民より、風が吹くとごみやほこりが飛散して洗濯物や家屋の開け閉めもできないような状態になっていると。健康に対しても影響があるのではないかと思います。何とかできないのかと上中公民館のほうにも話が来ているようです。

南種子町として、現実困ってる住民たちがいるのですから何とかしないとけない状況ではないかと思いますが、町長としてどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

町といたしましても、御質問の産業廃棄物の問題につきましては非常に心配をしております。これまでも、県に対して情報提供や事業者への指導の徹底については要望を続けてきているところであります。

ただ、この大宇都の部分については最近整理が進んでいるようでありますので、今後継続して整理していただければ非常にありがたいというふうに思いますけれども、消防組合の消防長もおいでになり、向こうのほうも何か立入検査をする旨の話がありました。

ただ、これは現在裁判所のほうからの指示のもとに、向こうの奥のほうにある有価物財産についての制限もちょっとあるやに聞いております。そこについてはトラブル等発生をしないように、私どもとしても消防のほうにも言ってますが、県とかそういう担当課のほうともしっかりと連携を図って、ちゃんとやらしてもらわんと困るということを申し上げてます。

なぜ今立入なのかということも申し上げさせていただきました。以前から、これはもう何十年もこういう状況であったのには変わりはないわけでありまして、こういう状況になってきて、そしてまたこの本人さんもおられないようになりましたけれども、そういう状況になってから云々という話ではないのではないかとということで、これは私も熊毛選出の県議の先生方にも話はしておりますし、また上中の公民館長さんのほうにも話しておりますが、住民の側からもしっかりとそういう県に対しての御意見であったり、そういうものも届けてほしいということで、そのことについて申し上げます。

先ほどから申し上げましたように、私どものほうもしっかりとそこを伝えながら、整理が進んでいきますようお願いをしまいたいとそのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 実は、大宇都もなんですけども長谷ももう扱われていませんよということなんですけども、新しいごみ袋が入り口の方に何回となく詰まれて

いるのが現状あるわけですよ。

それで福祉課のほうにも、ちょっと調べてということも私も申出もしたことがありますけども、その内容としてもう使われてない、本人もいないのに何でという話だけでもそういうところも見受けられて、実は鹿児島県の認可であり鹿児島県に責任があるとよく言われているんですけども、南種子町も現場の見回り等をし指導もしていくことで、実は施設を造るときに設置のときに諮問委員会があつて、そのとき私も婦人会のほうで出てたんですけども、そのときにそういうふうにも町のほうもちゃんと見回りもして指導もしていきますから大丈夫ですよという話は出てたんですよ。

町も関わってくるんだということで私たちもほっとしたところもあったんですけども、認可が県であつて県が責任であるというような言い方をずっと今までもされてきたとは思んですけども、現実困ってますので町も一緒になって県にできるだけ働きかけて、何でこれの質問をしたかというのは、やっぱり住民も困ってると。住民からもこういうことが出てますということで、議員としてもやっぱりこういう問題を県にも働きかけをする必要もあると思つて、ぜひ町のほうからも県のほうにも働きかけて、一日も早い解決方法をとっていただきたいと思つています。

町長が今話されましたように、町も頑張つて今後も取り組んでいくということで、質問としてはこれでこの質問に対しては終わりたいと思つています。

次、3番目のごみ問題についてですが、ごみステーションへのごみ出し時間が現在、当日の7時から8時までとなっておりますが、時間帯の短縮の理由について、カラスや猫対策としての時間短縮である旨防災無線で発信されております。子育て真っ最中の共働きをしてる家庭や、時間帯がどうしても合わない家庭もあるのではないかと思います。

これらのことを踏まえて、6時から8時までの時間帯へ拡大するということではできないのか、また行政として指導はできないのか町長に伺いたいと思つています。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの県との関わりについてですけれども、この産業廃棄物については収集運搬業とか処理業等の許可をはじめ、県の監督管理下にあるということは御承知のとおりです。

町としては、町民からの情報提供や定期的に現地の確認を行い、事業所に動きがあった場合は保健所に連絡をしたり、そしてまた県も定期的に監視を行い廃棄物の持ち込みの確認など、町にも情報提供をいただくなど情報の共有を図つてきているところであります。

しかしながら、こちら辺もなかなかうまくいかんところもあつたり、コロナもそう
ですけれども、新聞でこの前1面にも出ましたが、私どもとしては県にやっぱり情
報をしっかりと共有をしていただくということは、どの分野でもやってもらわんと困
るということをおのれも申し上げたところですよ。

それから、町の公民館連絡協議会の取組の中でも、この長谷と大宇都地区の産業
廃棄物に関して説明を求められまして、直接県との何かやり取りもあつたようでご
ざいます。課長のほうが一番詳しいと思いますが、その中においても県のほうにも
今後の対応について文書での回答を求めたり、いろいろそういうこともやっている
ようでありましてけれども、ここは何とか引き続き私どもも改善が図られるようにし
っかり要望してまいりたいと思います。

それから、このごみステーションへの持ち込みの時間帯の拡大についての御質問
ですが、以前からごみステーションのごみ出しについては、早く出すとカラスや猫
による被害があるとの苦情があつたというふうなことを報告を受けております。そ
して、防災無線等で朝7時から8時までにごみを出すよう、お願いをしているとい
うことで報告を受けております。

町内全体を対象としてお願いをしておりますので、そういう時間を設定をしてい
るわけで、各集落のごみステーションの形態も様々でありますから、そういう御要
望も出てくるのだらうというふうに思います。

各集落においては、カラス等によるそういう被害が心配のない造りの施設もあり
まして、そういう施設であれば集落内で協議の上、ごみ出しの時間の変更について
は可能だというふうに考えております。

そしてまた、集落ごとにそこについてはその時間を拡大をしてやつてるところもあ
るやに聞いておりますので、そこはそのような対応ができるのではないかというこ
とでありますので、何かありましたら住民にもそういうことで、また担当課のほう
からもそういう周知といいますか、そういうこともさせていただければそこはそこ
で対応できるんじゃないかというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今町長が答弁されましたことを踏まえてですけども、今か
らもずっとあることですので、カラスや猫対策のためのごみステーションをちゃん
と、ただ網を置くだけじゃなくてちゃんとそれがカバーできるのを随時造っていく
べきだと思うんですよ。

そのためには補助が出てると思うんですよ。その補助に対しては、ちゃんとカラス
や猫対策ができるあれを造ってくださいという旨の指導と、それからその補助を出
していただくということで解決はできてると思うんですよ。

この前、課長とも話をしたんですけども、場所がなければ折り畳みのごみステーションもあるんです。それとか、ちゃんとしてもうふたもかぶって絶対入らないというのも既製品でありますので、できるだけやっぱり住民が、2時間ぐらいの差があって人がいないときに出しに行きたいとか、本当にお母さんは子供が起きてこないうちにやりたいと、やらないと間に合わないというのも現実ありますのでぜひそういうのも踏まえて、やっぱり補助を出すからにはちゃんとしたものが造れるような指導もして補助額も上げるなりしてそれはちゃんとしていくべきところにきてると思うんですよ。

住民のためになる補助ということですので、ぜひそのところも考えていただきたいと思いますが、今後町長もそのようにはされると思いますが、ぜひ町長の一言でよろしく指導いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

ごみステーションの設置、改修等への補助についての御質問でございます。詳細について担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） ごみステーションの設置、改修への補助の内容について説明をさせていただきたいと思います。

町衛生自治会のほうから、ごみステーションの設置及び補修については、1か所につき2万円の原材料の購入補助という形で実施をしているところであります。前の質問とも関連しますが、ごみステーションを設置する場所が確保できずにごみをネットで覆うだけのところも実際あるところです。

ただ、議員からもありましたが、ごみ出しの日だけごみ出し用のゲージといいですか、かごのようなものを設置して、ごみステーションを運営してる集落も実際あります。ちなみに、そのゲージの値段が1万7,000円程度ということで聞いておりますが、これからそのごみステーションの設置についての相談等があったときに、そういう事例も紹介していきながら改善を図っていきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今課長も答弁されましたように、やっぱりそういう方向に住民が使いやすいようなごみステーション、生活が困らないようなやり方というのは絶対に必要になってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、4番目の子宮がん検診及び子宮頸がんワクチン接種についてですが、まず子宮がん検診の状況について、年代別のデータを教えてください。

若い人たちが検診を受けたがらないこともあり、多分データから見るとなかなか

検診率が上がらないと私は思っております。行政としても対策はとってきてはいますが、今まで以上に対策を取る必要があるのではないかと思います。このことについてどのように考えますか町長としては。お伺いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

まず、この受診率についてでありますけれども、全体での受診率は平成30年度が8.8%、令和元年度が10.21%となっているところでございます。県下の平均では、令和元年度で12.16%となっているところのようでございます。令和2年度の子宮がん検診の受診率を見ますと、20歳から24歳が4%、25歳から29歳が5.1%と特に低い状況にあるようでございます。町民への啓発は行っておりますが、なかなか受診率が上がらないという状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 実は私、産婦人科のボランティアをやっているんですけども、4月からの東京の世田谷区のほうから来た先生が、ここで子宮がんじゃないかということで患者さんを診たそうです。

ところがもう本当にひどい状態であって、何でここまで、若いのに何で検査も受けなくてここまでと言ってもう涙を流してたんです。本当に先生が。今の世の中、こんだけ進んでるのにつれて。産婦人科医院でも検査は受けられますって、検診はできますって。ぜひ受けることを発信をして、産婦人科の先生も年に1回はもう絶対に受けてくださいと。僕たちもつらいんですと。そこまで現状を見たときに先生がおっしゃってました。というのも、やっぱり現場の先生ですから一番よく分かりますよね。

それと、それから医療費削減の面からも、いざ1期、2期、3期となってきたらもう倍の医療費、また自分たちの使う医療費別に病院代というのも、ものすごくかかりますので日常的に。だからこれはものすごく大変な問題になってくると思いますので、ぜひ町を上げてもう1回考えてほしいと思います。

公民館組織を使ったりとかということになりますけど、これも社会教育課も踏まえてなんですけども、ぜひ町長のほうでも公民館だってほかの団体もありますので、そういうところも使ってもう一度、この8%、10%といったら本当にどうなってんのよって、自分たちはずっと何もなくても元気で一生終わるんだよってという感覚でいるのか、それとももうそれすらも考えないでいるのか。もうちょっとやっぱり町民にも発信をして、みんなで考えていくべきだろうと思いますがどう思いますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 現在町においては、2月に検診受診希望調査を行い、例年4月

の集団健診を行っております。

ただし、集団検診時に都合が悪かったりして未受診だった方については、個人宛に通知をいたしまして個別検診の受診勧奨を行っているところであります。

しかしながら、先ほど言いましたようなそういう受診率が低い状況でありますから、このことについてはいま一度どのような形で進めていったほうがよろしいのか、そこについては今後担当課のほうでまた十分検討もしていただき、ここの受診率を上げていくための対策を講じなければならないのかなというふうに感じておりますので、検討したいと思います。

受診可能な医療機関としては、種子島産婦人科医院と鹿児島市の相良病院と契約をしているところでありますので、ここについては今後検討したいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 子宮がん検診と、それから子宮頸がんワクチンの接種です。これが今問題になっているんですけども、12歳から高校1年生の9月までに1回目を終わらないと、全部で3回あるそうです。年度末までには3回目の接種が終わるようになってるそうです。

それでこれが、何でもかといったら補助対象となっているそうです。3回分が。それを過ぎて自分でやる場合は、金額が3回分で5万6,000円かかるそうです。相当な金額ですよ。

それを考えたときに、できるだけ中学1年生から高校1年の9月までに、補助対象で全額補助が出るよということで頸がんワクチンの接種を国としても、厚労省としても近いうちにワクチン接種の推奨の発表するとの話も出てみたいですね。

前までは、ちょっと危ないからとかいろいろあるという話も聞いてたんですけど、世界ではもう、欧米では全部100%近いワクチン接種してるそうです。日本だけだそうです。低いのは。子宮がんになる率も日本が先進国では多いですよ、やっぱり検診も受けない、ワクチンもしないということになれば自動的にそうなる。

ワクチン接種というのは、これは女性だけの問題じゃなくてやっぱり結婚生活やその他もろもろでもらうべきものですので、中学校1年生になったらこれはもうちゃんと勉強をして、自分1人ではできないことですので、親であったり学校であったり、またこの保健福祉課の担当の人が学校に行って説明をするなりして、これを本当に教えていく。まずどういうものかということをしていって、ほんで両方の選択肢、ワクチンでするか検診をずっと受けていくかということの、そこを話し合いをしていく時がもう中学1年生からということになってきてるんです話としては。だから、ぜひ子供を持つ親や学校で教えていくことじゃないかなと思います。

子供たちだけで判断できない、ほんで保健福祉課としても学校に出向くなどして、子宮がん検診やワクチン接種の推奨を測るのがもう本当に手っ取り早いことであって、今すぐやらないと間に合わないよということも出てくることなんですよ、金額的にも。そこを踏まえて、町としてはぜひ教育委員会に働きかけとか、ぜひそこを一生懸命頑張っていたいただきたいなと思って町長にちょっと伺いたいんですけど。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

国は、平成22年度からHPVワクチン接種の公費助成を開始をしております。平成25年に4月に予防接種法に基づいて定期接種化されたところではありますが、しかしながら接種後に慢性疼痛や運動障害など多様な症状が報告をされまして、わずか2か月後の同年6月に接種の積極的勧奨が中止をされたまま現在に至っているということでございます。

町としては、現在国の方針に基づいて接種の積極的勧奨は行っておりません。しかしながら、議員からも先ほどありましたように、国では近く子宮頸がんワクチン接種についてのこの検討を始める方針であるという、これを方針を固めたようでございますので、本町においても国の動向を注視をしながら、国の方針に基づいてHPVワクチン接種に取り組んでまいりたいと考えております。

このワクチン接種に係る公費助成については、詳細の部分について担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 公費助成について説明をいたしたいと思っております。

町長の答弁でもありましたが、平成25年4月に予防接種法に基づき定期接種化されたところではありますが、現在自治体からの接種対象者宛に接種時期をお知らせしたり、個別に接種を勧めることは中断されているところではありますが、定期接種としての位置づけに変更はないところであります。

公費助成の対象となるのは、12歳となる年度の初日から16歳となる日の属する年度末日までが対象となるようになっているところであります。分かりやすく言うと、小学6年生から高校1年生までが公費助成の対象ということになっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 関連質問としてちょっと教育長に伺いたいんです。ワクチン接種や子宮がん検診については、いろいろ教えるのも親であったり学校教育であると思うんですよ。

それで、学校の保健教育の基本として、検診に対して12歳から、中学1年生から

教えていくべきじゃないかと思うんです。PTA会員に対しても、ワクチンやがん検診について日常的に会話ができるような環境づくりを推進していくことが大事じゃないかなと思うんです。

それで、婦人科医の先生たちも各学校へ訪問をして、きちんとしたお話をして説明をしていきたいということで、いろいろもうずっと話されていたんです。ただ、コロナ関係でなかなかそういう状況にないということで、そうも言ってられないということもありますのでぜひ、コロナ禍の中ですが環境づくりをしていただき、産婦人科の先生に来てもらって話もできるような環境づくりもお願いしたいと思ってるんですけども、どうしても学校のほうも力を入れてほしいということで、教育長にちょっとどのように考えますかお伺いしたいんですけども。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 名越議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校教育におけるがん教育は、非常に重要ということが文科省でも判断され、今回の中学校高校の新しい学習指導要領に盛り込まれております。中学校は本年度から完全実施、来年度から高等学校ということで、子宮頸がんも入っております。

しかし、その子宮頸がんは健康教育の中の生活習慣病として扱うというようなことがなされております。その背景としましては、町長もありましたように予防法としてHPVワクチンを接種することで感染を防げると。

ところが、2013年に定期接種をした時期に、たった二、三か月の間に大変な後遺症があり、いまだに苦しんでいる方がいらっしゃるというようなこと等があったことを受けて、現在積極的な接種勧奨には学校も行ってませんし、教育は性に関する教育やあるいは感染症という枠でするか、そこもまだ定かでない状況であります。

ところが、今般厚生労働省でやはり子宮頸がんのワクチンの重要性というものがある、また薬の開発といったようなことがあってその検討を始めるということ、町長もありましたように方針を固めたということであります。

そこで、文科省もこの厚労省の考え方を受けながら、これを健康教育の感染症とか性に関する教育ということも交えて、どのように教えていくかという内容を国家基準として定めるということで文科省も進めていくことになろうと思います。その動向を受けて、学校教育としては子供たちに教えていくということになろうかと思えます。

いずれにしても、このがん教育、特に子宮頸がん死亡率も高いということですので私どもも重要視しておりますので、町長部局また保健福祉課、厚労省のそういう動向を踏まえながら私たちも養護教育に努めてまいりたいと考えています。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） この子宮がんというのは、ひどくなったら全摘出になるわけですよ。そしたら子供が産めない体ということになってくるわけです。

ですから、そのワクチンをしないのであればせめて年に1回は受けようよと、今から先は大きくなって、高校大学になってもやっぱ受ける必要があるから、検診は受けようよと、ワクチンはそれぞれいろんな考え方があるからそれぞれだとは思いますが、それでも薬もうまくいっていいのが出てきて、産婦人科の全国会ではもう推奨はされてるそうですという話でした。産婦人科医院の先生は。

それであれば、とにかくがん検診は受けようよと、頸がん検診は受けようよと。そうしないと、ただ私なんもですけど全摘出であって、もし胃なればそこだけ切れればいい、また元気になるんですけども、それが進んできた場合はもう1つ、今ここで言っているのか分からないですけど、若いときは生理と出血との区別がつかないんです。それで、もう生理なんだ、不順な生理なんだと言ってるうちに末期症状になって全摘出、そうなることが本当にあり得るなんて、あるんですこれが、現実は。

だから、そういうところ踏まえたときに、じゃあワクチンはもうひとつ自分たちも考えないとねと思うところがあるのであれば、ぜひ頸がんの検診だけは受けるようにPTAのお母さんたちに、お父さんたちに、これはもう産んだ以上は親として責任がありますのでぜひ学校教育として、そういうことは抜きにしてこれは絶対受けないとだめなんだよということの教え方というのは、逆の発想でできると思いますので、ぜひそういうところを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで、名越多喜子さんの質問を終わります。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は9月15日、午前10時に開きます。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時00分

令和3年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

令和3年9月15日

令和3年第3回南種子町議会定例会会議録

令和3年9月15日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第38号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第39号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第40号 南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について
- 日程第4 議案第41号 南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定について
- 日程第5 議案第42号 南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定について
- 日程第6 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第44号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第45号 南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第46号 普通財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第47号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第48号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第49号 令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第50号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 同意第2号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	河野容規君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	園田一浩君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。

日程第1 議案第38号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、議案第38号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第38号について御説明を申し上げます。

議案第38号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、給与決定に関する原則が定められており、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されております。

また、給与決定の原則に職務給の原則があり、地方公務員法第24条第1項で、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定されており、職務の内容の難易または複雑さの程度、責任の軽重によって定めることになっております。

今回の改正は、本町において職員の年齢別人員構成の偏りが生じており、その結果、上位級を占める割合が高くなっていることなど、総務省からの助言や鹿児島県総務部市町村課長通知の内容を踏まえ、職務給の原則にのっとり、職務の実態に応じた厳格な管理に努め、計画的な適正化を図る必要があるために、等級別基準職務表の見直しを行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

別表第2「等級別基準職務表」のうち「行政職給与表」を改めるもので、1級の項中「技術補」を「技師補」に、3級項中「主査」を「主査または主任」に、4級の項中「課長補佐・係長または主任」を「係長または主幹」に、5級の項中「課長（6級・7級に掲げる課長を除く。）または参事及び課長補佐の職務及び主幹」を

「課長補佐または技術補佐」に改めるものでございます。

次に、1ページの附則について御説明をいたします。

第1項は、施行期日でありまして、この条例は、令和3年11月1日から施行することとしております。

第2項は、職務の級の切替えについての規定であり、2ページの附則別表第1の切替え表により、切替えを行うものでございます。

第3項は、号級の切替えについての規定であり、3ページから8ページまでの附則別表第2の行政職号級切替え表により、切替えを行うものでございます。

第4項は、切替日前の異動者等の号級の調整について定めるものでございます。

第5項は、職務の級等の基礎について定めるものでございます。

第6項から第8項までは、職務の級等の切替えに伴う経過措置について規定するものでありまして、令和6年10月31日までの現給補償をするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今回の改正で、職員の職務、これと給料、これが等級がはっきりと示されて、場合によっては、やる気を出す職員、あるいは、あれ、俺下がるのかなと思う職員が出てくると思うんですね。

そこで、これ、質疑というよりも要望です。職員の皆さん方にしっかりと、この職責の自覚、それを持っていただくというのが第1点と、あと1点は、課長さん方が各部下を見て評価するわけです。その評価の基準というのをしっかりと課長さん方が養ってもらって、そして自分の部下を公平に評価すると、そういう制度になるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はいいですか。

○1番（濱田一徳君） はい、いいです。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま議員のほうから御提言がありましたけれども、まさに私どもが今回、この改正をする目的というのは、今議員からおっしゃられたようなことをしっかりとやっていくということが狙いでありまして、これまで国、県からのいろんな指導もありまして、それぞれの全国の自治体においても、ここで言います「わたり」というものが以前はありました。そして、一般の職員であっても、ここまでは給与が上がっていくというような、そういうシステムがあったわけですが、そういうものを、しっかりと指導を受けながら今まで見直しはしてきて

いるわけでありませぬ。

しかしながら、この新旧対照表にもありますように、係長も4級におるわけでございますけれども、そこに主任とか一般職員も同じ給与をもらっていくという、それから課長のところにも、今度主幹をつけて、そこで同じ給与までいくというような、そういう給与体系でありましたので、現在の国のいろんな状況見ますと、やっぱり職責にしっかり向き合っていて、町民のために仕事もしっかりやっていたと。そしてまた、皆さんがしっかりと努力をして、そしてそういうポジションにしっかりとついていただくということも一つの狙いでありまして、そこは議員からありましたとおり、しっかりと職員にも、組合ともお話もしておりますけれども、やっていただきたいというふうに思います。

また、この評価についても、先ほどありましたように、これは公正に、そしてまた、しっかりとした評価ができませんといけませんから、ここについても今後そういったものがしっかりとされるように、各課長についてもそういう人事評価しっかりとできるようにですね、そしてまた、その上に総務課長、副町長もおられますから、そういったものが統一した、そして職員がやる気を起こせるような、そういうものにしっかりと仕上げていきたいというふうに思いますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総務課長、ちょっと勉強不足ですので教えてください。

この別表の新旧対照表の中の職務、技師という職務と、技術というのはどういうふうに使分けられるのか、内容についてまずは説明ください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今回、項目をつける中で、技術補佐というものが出てきております。

これについては、前回まで、1級については技師ということで明記されておるわけですが、この呼び名については特別な理由というのはございませんで、他の参考にする市町村等も見たときに技術補佐という形で、総合的に技術的に必要とする見地などという解釈での技術補佐ということになっておりますので、名称等についての区分は、特に技師と技術ということの区分をされてることはありません。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 冒頭に、第1級のところの技術補を技師補に改正したい、ここでは技術補を技師補にして、5級のところでは、この、技師という名称じゃなくて技術補佐ということに提案されておりますので、ただいまの総務課長の説明では十分理解ができませんので、改めて技師、技術の定義についてね、詳細を求める。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） この件については私どもも、あえてここで技術から技師、技術師というのが本来の呼び方なのかちょっと分かりませんが、通常、技師ということで使われてるものが、ここで、5級になって技師補佐という言葉を使わずにこれになっている理由というのが、各、問合せをいろいろしたんですが、どこも技術補佐という形の表現を使っているというところから、他の町を参考ということで合わせたというところがございますので、ここが、技師補佐ということと、技術補と技術師という言葉になるかというのは、これ、名称のところ、それぞれの区分というのは特になく、今回言葉の整理という形でこのように整理をさせていただいたということで御理解頂きたいと思います。（「議長、暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

○議長（広浜喜一郎君） 暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時11分

再開 午前10時16分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この条例改正に伴って、本町の人件費の変動額が、想定額が分かれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 差額で年額予想が230万程度であります。対象人員については43名ということでしております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第39号南種子町職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第39号について御説明申し上げます。

議案第39号は、南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして
議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応作業に従事した職員
に対し、特殊勤務手当を支給する特例を規定するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表を御覧いただきたいと思
います。

まず、「附則」を「附則第1項」とし、同項に見出しとして「施行期日」を付す
るものであります。

第2項は、職員が新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護する
ために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者等に接触
して行う作業に従事した場合に防疫手当を支給する特例を定めるものであります。

第3項は、作業に従事した場合の手当の額について定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島
照男君。

○2番（福島照男君） 防疫手当の新設は非常にいいことかなというふうに思っており
ますが、この金額について妥当なのかどうなのか全然判断がつかないんですが、こ
の根拠だけ教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） これについては、国の指針によってこの金額が定められて
いるというところから、輕易な金額ということからこのように定めております。国に
合わせたということで御理解いただきたいと思ます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第40号南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 議案第40号について御説明いたします。

議案第40号は、南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効いたしまして、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法であります国の上位法が制定されたことに伴い、固定資産税の特例に関して新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文のほうをお開きください。

第1条につきましては、趣旨について定めているところでございます。

第2条は、特例措置の対象業種、取得価格の要件、対象となる設備投資の種類、固定資産税の課税免除の期間について定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとして、関連条例であります南種子町過疎地域産業開発促進条例を廃止するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この特例措置についてお聞きをしたいと思いますが、この条文

を見てみましているという、資本金の額が5,000万超である法人が行うものであって、新設をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産及び当該家屋の仕切っている土地というふうなことで、これに対する固定資産税の課税を免除すると、こういうふうにならわっておりますが、例えば、町外、島外の会社が立地をしてきた場合、会社を本町に置く場合と営業上置く場合、いろいろとあると思っておりますけれども、両方とも課税の免除対象になるかどうか。このことについてお聞きをしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） これにつきましては、対象業種でありますとか取得価格の要件がございますので、その要件を満たせば、本社機能であっても支店・営業所であっても該当するということとなります。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 参考にお伺いをいたしますが、今後、この課税免除に該当するという業者、こういうふうな情報とかそういうふうなことは入っていないのかどうか。この件についてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 現在のところ、この条例等に伴う免除の申請をするというようなところは出てきていないところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号南種子町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第41号南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 議案第41号について御説明いたします。

議案第41号は、南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正によりまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律であります国の上位法が制定されたことにより、今回、条例制定するものでございます。

それでは、条文のほうをお開きください。

第1条につきましては、趣旨といたしまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表され、または、同法第4条の2第1項の規定により定められた準則に代えて適用する準則を定めるものでございます。

第2条につきましては、定義について定めております。

第3条は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条に基づき、鹿児島県及び県内全域が共同で策定しております基本計画において、本町は町内全域を促進地域に定め、荃永・松原地区を重点促進区域として定めておりまして、工業立地法施行令第1条で定める特定工場が敷地内に設置する緑地等の面積の割合について定めるものでございます。

本来であれば、緑地の面積の敷地面積に対して割合が20%以上となるところを1%以上に、環境施設の面積の敷地面積に対する割合が25%以上となるところを1%以上に緩和するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日から施行することとしてございます。

また、南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律を制定することにより、従前の南種子町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例については廃止するものといたします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島

照男君。

○2番（福島照男君） 今、ここで、松原地区を重点地域ということで1%に緩和、企業立地という意味では非常にいいことかなと思うんですが、具体的に今企業立地の見込みがあるのかなのか。前もっての準備なのか。ここが分かれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらについては、先ほども御説明したとおり、国の上位法が制定をされた部分によりまして、条例も名称も変更になったりいたしまして、新たに制定をするということをごさいますけれども、ただいまのところ、新たな立地をする企業があるということではございません。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第42号南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 議案第42号について御説明いたします。

議案第42号は、南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律であります国の上位法が制定されたことにより、今回、条例制定をするものでございます。

それでは、条文のほうをお開きください。

第1条は、趣旨といたしまして、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除に関する必要な事項を定め、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、企業立地を行う承認地域経済牽引事業者に係る固定資産税について、税条例の特例を定めるものでございます。

第2条は、固定資産税の課税免除として同意基本計画において定められた促進地域内において対象施設を設備した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは建築物、またはこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を免除することについて定めるものでございます。

第3条は、固定資産税の課税免除の期間を3年度間とするものでございます。

第4条は、課税免除申請の提出について定めるものでございます。

第5条は、固定資産税の免除をするために必要な報告を求めることができることを定めるものでございます。

第6条は、課税免除の取消しについて定めるものでございます。

第7条は、本条例の施行について必要な事項について規則で定めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行日は公布の日から施行するというものでございます。

また、本条例を制定することにより、従前の南種子町企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例については廃止をすることとしてございます。

経過措置といたしまして、改正後の本条例の規定は、公布の日以降に伴う課税免除について適用し、同日前に行われる申請に係る課税免除については、なお従前の例によるということを決めるものでございます。

あと、規則について参考としてお配りをしてございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園

實重君。

○8番（小園實重君） 本条例の制定の総括として、地方に地域の活性化のために進出する企業について、進出がしやすい環境を整えるための固定資産税の免除条例を設けようとするものと理解してよろしいですか。

加えて、地方税の期間的な固定資産税を減免することによって、歳入の面においては対象企業が出てくれば減るということに当然なります。地方税の歳入を課税を減ずることによる損失というか、言葉の選択がゆがんでいるかもしれませんが、国からのそれに対する支援というか、国庫的な制度システムはないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） まず、本条例を制定することによって、議員からありましたとおり、各地方に企業が立地しやすい条件を整えるということでございます。

また、課税免除3か年行われますけれども、こちらについては地方交付税への補填が国から3年間行われるようになっております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号南種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第43号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第43号について御説明を申し上げます。

議案第43号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるもの

でございます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務について、同機構から市区町村長に委託することができる旨の規定がされ、個人番号カードを再発行する場合の際の手数料を規定する必要がなくなったために、所要の規定を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたしたいと思っておりますので、新旧対照表をお開きください。

第2条については、個人番号カードを再発行する際の手数料を規定する必要がなくなったために、第2条第1項中、第12号の2を削るものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第44号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第44号について御説明いたします。

議案第44号は、南種子町介護保険条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下が

った方々に対して介護保険料の減免を適用するため、一部改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。

附則第7条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合の保険料の減免について定めるものであります。

次に、改正条例本文を御覧いただきたいと思っております。

附則の施行期日については、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） ありがとうございます。附則のこれは4月1日に遡及して適用するという当然文章のとおり理解してよろしいわけですか。確認であります。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今ありましたように、適用するのは令和3年4月1日からということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第45号南種子町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第45号について御説明申し上げます。

議案第45号は、南種子町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持

統的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

旧過疎地域自立促進特別措置法は、我が国の高度成長とともに深刻化した地方圏の過疎問題に対応するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の4回にわたり改正され、各種の過疎対策が講じられてきましたが、令和3年3月末日で期限を迎え、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が議員立法として施行されたことに伴い、南種子町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、人口の著しい減少等によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

法の前文にもありますとおり、近年は大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中で、本町のような過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持・活性化、農地・森林等の適正な管理などが喫緊の課題となっております。

今回策定いたしました計画については、法第4条において、人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進など、定めなければならない項目があることなどから、法第7条に基づき県が策定しました発展方針に沿った形で、本町の長期振興計画や第2次総合戦略など、既存の各種計画との関連性を考慮しながら具体的な事業計画を整理し、策定したものでございます。

なお、計画策定に当たっては、法第8条第7項において、議会提案前に県との事前協議が義務づけられておりますので、今回の計画については既に県の承認を受けているものでございます。

具体的な内容については、議員各位においては既にお目通しのことと存じますので、省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この計画書の35ページに、住宅の事業計画の欄が出ております。

この住宅政策についての具体的な取組というのがいつ頃方針が出されるのかお聞きをしたいわけですが、5年間の計画ということです。ここでは住宅の解体というところが出てきますが、住民への説明と、あと解体後の住人の移動等についてはどういふふうな時点で連絡をしていくのか。そこら辺の段取り、時間的経過について説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 事業計画の公営住宅の件でございますが、現在、公営住宅ストック事業ということで、町の公営住宅長寿命化計画の見直しを現在策定でございます。この長寿命化計画は約5年間の計画の見直しとなっております。その中で計画、建て替えなのか、改修・建て替え等、または除却等を計画し、それを基に協議していくこととなります。事業が現在先々決まっている状況ではございませんので、補助事業等との申請絡みが当然ございますので、長寿命化計画等の見直しを5年おき、今現在やっておりますが、それを見直しながら随時計画は立てていくということに考えておるところでございます。

改修・建て替え等になった場合の住民等の周知は、その計画ができた時点で周知をしていくとともに、その住宅の住み分け、仮にどこかの住宅に仮住まいをするわけでございますが、そこら辺も計画ができた時点でのお話になっていくかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 当然、課長の説明にあったとおりでと思うんですが、これ、5年間のうちの県からの承認は得ているということであれば、ほぼ確実にこの事業は行われるという理解でいいのかが1点と、あと、この事業のこの項目が逆に独り歩きして、住んでいる住民が不安に思うことはもう想定されるわけですが、そこら辺も絡めてどういう対応が一番いいのか。住んでいる方については非常に重要な問題ですので、行き場を失うのか、失わないのかという不安も当然出てきますので、そこら辺は懇切丁寧に説明をする必要もあろうかと思うんですが、併せて説明をお願いできますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま、この計画についての今後の実施の確実にされるのかどうか、そういうことも含めての質問でしたけれども、まずはこの長寿命化計画であつたり長期振興計画、そしてまた第2期総合戦略とか、もういろんな計画があります。そして、国のほうからも現在、いろんな防災・減災とか、そういうもので予算もつけていただいて、そして、それには計画策定をして、そしてその計画を載せ

ていなければ、今度はいろんな補助であったり起債であったりそういうものに適用しないというようなことになっていきますので、そことすり合わせをして具体的な事業計画を、以前にも長期振興計画もお配りをしてしておりますけれども、それとの整合性を取った今回の過疎の計画というふうになっております。

全てこれが実施できれば一番よいわけですがけれども、これは最終的にはまた突発的なものもありますし、完全な各年度ごとの財源調整というのができているわけではありませんので、今後、年度ごとに、そしてまた財源調整を図りながら実施をしていくものというふうになります。

ただ、ここにも新栄町団地の解体とか、またそして再生推進事業というのもありますけれども、これについては昨日私も申し上げましたけれども、以前に内示まで頂いておったものを取下げをしている経緯があります。そしてまた、国・県に対して顛末まで出しておりますから、これに対して国・県のほうがまたそういう計画を出して早急に認めていただけるのかどうか、それもちよっと不安なところもありますけれども、こういったものについては地元の選出の先生方にもお願いをしながら、どうしてもここはクリアをしていかなければならない問題がいっぱいあると思いますので、できるだけ実施できるような方向で努力はしてまいりたいと思います。

また、具体的なそういう計画がそういう方向で住民の皆さんにも説明ができる段階になりましたら、それはそれでしっかりと説明会を、今は道路であっても何であってもそういうものをしっかりとやってきておりますので、その方向で説明をしながら御理解を頂き、実施をしていくものというふうになるとと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 6ページの真ん中の表に人口ビジョンが出ております。令和2年度から10年後の令和12年には約1,000人の人口減ということで、私が危惧するのは、当然人口が減れば役場職員も削っていかねばなりません。ところが、役場職員を削っても仕事は今と変わらないのです。やるべき仕事は今と変わらない。だけど、人数が少なくなる。そうすると、職員のレベルアップというか、そういうのも図っていかねばならないと思いますけれども、ここら辺の事情というのはもうしっかりと今のうちに職員の人たちに共有はされていると思うんですけれども、特別何かやっていることがありましたらお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） これらについて、人口減少というのはこのビジョンについ

ては全て長計とかそういうのにも出てきておまして、このように3,000人時代が来るということは職員も十分理解しております。その中で、いろんな形で縮小、人員も減っていくという形で、定員管理もそれらについてここまでの年数はうたっておりませんが、数年かけて定員管理の中でやっていくようにしておりますので、職員もその認識は持っております。もちろん、これをどのような形で即答えができるかというのはなかなかできませんが、職員の中ではいろんな形で業務の縮小をしたりとか、いろんな見直しを行っていくということで進めているというのが今の現状でございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長、取り組む財源的な町財政的な面でお聞きをしておきたいと思いますが、町長の説明の中で、これまでの事業申請を上げて内示を頂いていたものを取り下げた経緯も少なからず今後の内定に向けての影響もゼロじゃない心配をされているようなこともありました。本町の7年までの5か年間、計画期間内における町の事業のための持ち出し歳出予算並びに負担金とか併せて大丈夫、財政はここに盛り込んだ事業が履行できるという一言をお聞かせいただきます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたしますけれども、現在計画に載っているこの事業を全てクリアするための財源がしっかり確保できるかといいますと、それは私は確実にここでできるということを申し上げるということではできません。

先ほども申し上げましたとおり、計画の中に長寿命化であったりそういうものをとにかく全てそこに載せなければ、港湾・河川の問題等は特にそうですけれども、住宅も計画に載っていないものについて国がそこに財政支援をしないということですので、そういう意味ではちょっと無理をしてでもこの計画の中に全て載せているという、そういう感じは私も持っております。

しかし、その中で年度ごとに達成できるものを調整をしながらやっていくということは必要ですから、できる限りそういうものが実施できるように財源の確保をしていくということは一番重要なことだと思います。

そういう意味で、昨日も議員のほうからふるさと納税についても質問がありましたけれども、やっぱりこういった自主財源のほうを伸ばしていけるものについては努力をしていかなければならないという、そういう部分についても職員も認識をしておまして、そこは努力をしていきたいというふうに思っております。

あわせて、以前からいたしますと、国のほうもやっぱり非常にいろんなこれまで

の道路を含めたり、それからいろんなものについても老朽化してきたり、そういう安全・安心な面からも問題点がかなり出てきておりますので、そういう意味では防災・減災の事業であったり、防災・減災に絡めた予算、財政出動と併せて、今度は地方債の在り方も若干変わってきておりますので、そういうものをうまく組み合わせることによって幾らかこの財源も補える部分は出てくると思います。

ただ、町の財政計画の中で、やっぱりこれまで地方債についても幾らか見直しをしながら、年度ごとに大体4億程度とかそういうふうなことを進めながら、そして役場の職員の人員についても定員管理の問題も含めて調整をしなければなりませんけれども、そこは併せてやりながら、財源をしっかりと確保できるような方向を見つけていかなければならないというふうに思います。

また、先ほどもありましたが、定員についてもただ減少をさせていくということだけでは、業務のほうも逆に業務が増えてきている面もあります。そして、しかし、交付税においては今年と来年度で国のほうからの交付額が伸びてきているのは2か年で、デジタル化を推進をなささいということですから、そのことをしっかりとまた国と歩調を合わせて進めながら、業務の在り方についても見直しをしていく必要が出てくると思います。

先ほど少し人口のことも出ましたけれども、人口ビジョン、私もこの見通しについてはどこから出たかちょっとまた後でお聞きしたいと思いますが、令和2年5,236人というふうな総人口ビジョンになっていますが、現在、2年国調で大体5,400人程度ですから、本当に見通しのような減り方よりは若干穏やかな感じになっているところもあります。これは、これまでもいろんな御指摘も頂きながら、宇宙留学を含めて、また、コロナ禍においてもこちらにおいでいただく方も増えてきておりますので、質問でもありましたように、農業関係も含めた移住者の方々に対する取組とかそういうものも進めながら、ここは若干こういう見通しにならないようにやっぱり努力をしていかなければならないと思いますので、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号南種子町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 普通財産の無償貸付けについて

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第46号普通財産の無償貸付けについてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第46号について御説明を申し上げます。

議案第46号は、普通財産の無償貸付けについて、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

旧平山中学校の一部施設について、平成17年に議会の議決を頂きまして、特定非営利活動法人NPOふりいじあに建物の無償貸付けを行っているところでございますが、当該法人が解散し、令和3年11月1日から合同会社ライフに福祉施設の事業譲渡を行うため、引き続き借用したいとの申請がありましたので、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告により財産処分を行い、建物の無償貸付けについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明を申し上げます。1枚目を御覧いただきたいと思えます。

財産の明細でございますが、旧平山中学校の特別教室棟と管理教室棟、それからトイレであります。構造及び数量につきましては、鉄筋コンクリート造・鉄骨その他造706平米であります。

貸付けの目的は福祉施設（ショートステイ等）、契約の方法は随意契約、契約の相手方でございますが、合同会社ライフ代表日高宗廣氏であります。

それでは、2枚目をお開きください。

配置図の黄色で塗っている部分の施設を引き続き無償で貸し付けるということですので。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

- 8番（小園實重君） 引き続き貸付けの要望が来ているということでの提案ですが、ちなみにこの期間というのはここには載っていないですが、どうなるんでしたっけ。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 期間については、南種子町の公有財産管理契約によりまして、27条の第3項によります建物その他の物件の貸し付ける期間は5年でありますので、5年を最長として貸し出すように契約をしております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号普通財産の無償貸付けについては原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を11時20分とします。

—————・—————
休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第47号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第47号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第47号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、主に緊急自然災害防止対策事業債を活用した側溝整備・用水路改修事業、離島活性化交付金を活用した自然の家施設改修事業、飲食店への時短要請に伴う県負担金に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,727万円を追加し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,832万6,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

3枚目の裏面をお開きください。

第2表の地方債補正については、追加1件と変更3件であります。

まず、緊急自然災害防止対策事業債については、町道平梨線側溝整備・用水路改修事業に伴い追加するもので、限度額を1,310万円とするものであります。

次に、過疎対策事業債については、集落内環境整備事業の増額、過疎地域定住促進空き家改修事業の減額、自然の家施設改修事業の追加に伴い変更するもので、限度額を2億7,000万円とするものであります。

次に、辺地対策事業債については、農道本村線排水路整備事業の減額に伴い変更するもので、限度額を1億3,310万円とするものであります。

次に、臨時財政対策債については、発行可能額の決定に伴い変更するもので、限度額を1億3,696万4,000円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出から主なものについて説明をいたしますが、人件費については、職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略させていただきます。

それでは、5ページをお開きください。

まず、一般管理費については、法改正に伴う例規整備の支援業務委託が主なもので、34万4,000円を減額するものであります。

次に、6ページ、電算処理費については、コンビニ収納等に対応するための帳票購入が主なもので、74万8,000円を増額するものでございます。

次に、7ページ、母子福祉費については、高等職業訓練促進給付金等事業に伴う扶助費によるもので、84万6,000円を増額するものです。

次に、8ページ、介護保険福祉費については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金が主なもので、788万8,000円を増額するものであります。

次に、9ページから10ページについては、塵芥処理費について、落雷によるリサイクルセンターの放送設備・エアコン修繕が主なもので、270万9,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、農業振興費については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金が主なもので、485万3,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、農道維持管理費については、本村線排水路整備による維持補修工事の減額が主なもので、53万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページから12ページ、地積調査費については、地籍調査測量業務委託の

減額が主なもので、1,140万円を減額するものであります。

次に、同ページ、農業農村環境整備費については、平梨線用水路改修による農業用施設環境整備工事が主なもので、1,130万2,000円を増額するものです。

次に、13ページ、商工振興費については、飲食店への時短要請に伴う協力金の県負担金が主なもので、612万4,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、道路建設単独事業費については、平梨線側溝整備による道路維持補修工事が主なもので、500万円を増額するものであります。

次に、14ページ、公営住宅建設事業費については、用地買収費の減額が主なもので、252万4,000円を減額するものです。

次に、同ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金の減額によるもので、288万1,000円を減額するものであります。

次に、15ページ、小学校学校営繕費については、学校施設バリアフリー化整備計画策定支援業務委託が主なもので、533万2,000円を増額するものであります。

次に、16ページ、自然の家運営費については、自然の家施設改修工事に伴うもので、1,957万円を増額するものであります。

次に、同ページ、埋蔵文化財費については、横峯遺跡発掘調査作業委託が主なもので、300万3,000円を増額するものであります。

次に、17ページ、体育施設費については、健康公園ナイター設備修繕によるもので、124万円を増額するものであります。

次に、同ページ、公債費については、平成22年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直し等に伴い元金及び利子について、それぞれ補正するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、国庫支出金については、離島活性化交付金978万5,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金427万6,000円の追加が主なものであります。

次に、2ページ、県支出金については、地積調査事業補助金1,166万1,000円の減額、中山間地域農業農村総合整備事業委託金270万円の追加が主なものでございます。

次に、3ページ、繰入金については、今回の補正に伴い財源調整を行い、財政調整基金へ2,095万7,000円を繰り戻すものでございます。

次に、同ページ、繰越金については、前年度繰越金509万8,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、諸収入については、まちづくり公社の前年度分補助金返還金1,103万8,000円の追加が主なものでございます。

最後に、同ページから4ページ、町債については、各事業における財源調整や臨時財政対策債の発行可能額の確定等に伴いそれぞれ補正するもので、4,566万4,000円を増額するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の2、総務費、5ページから7ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の3、民生費、7ページから9ページ、質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 8ページの補助金の中で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内容についてお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金427万6,000円については、国からの補助金のトンネルの補助金になるんですけれども、小規模特別養護老人ホーム長谷の里が自家発電装置を整備したいということで希望があり、ここに計上をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 民生費、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の4、衛生費、9ページから10ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の6、農林水産業費、10ページから12ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の7、商工費、13ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8、土木費、13ページから14ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9、消防費、14ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の10、教育費、14ページから17ページ、質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 教育費についてお聞きをしたいと思います。委託料の391万

6,000円を計上をしております。この学校施設バリアフリー化整備計画策定支援業務委託の内容についてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 委託料の学校施設バリアフリー化整備計画策定支援業務委託でございます。これについては、昨年5月に、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律が改正をされたことにより、新たに、学校を含む既存施設についてもバリアフリーの基準の対象となり、バリアフリー化が努力義務とされたところでございます。

これを受けて、文部科学省においては、令和7年度までに、緊急かつ集中的にバリアフリーの整備を行うということで目標が示されたところでございます。そのことにより、今回、計画策定の委託料を計上をしたところでございます。

なお、補助率のほうが、この計画を策定することにより、3分の1から2分の1に引き上げられるなどのメリットもございます。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかにありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 17ページの体育施設費の修繕費というのがありますけども、これは、どこのあれでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

健康公園の野球場、それから、サッカー場の照明器具の修繕ということになります。

○議長（広浜喜一郎君） 1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 健康公園というと、大宇都のあそこですよ。関連ということで聞いてもらえばいいんですけども、国道を公立病院のほうから走ってきますと、あそこの野球場のライト、これが非常にまぶしいんですよ。今、改善されているかどうか、ちょっと私も分かりませんが、以前通ったときに、真っ正面にあの道路に来るもんですから、非常に運転に支障を来すなと思ったんですけども、そこなんかもちょっと今回修理をするのであれば、その調査もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はよろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい、いいです。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 1番議員の質疑の関連ですけれど、健康公園の野球場のホーム

側の建物、本部、あそこの中に、棚に照明器具がいっぱいありますよ。この前、地域の試合があつているときに、ちょっとのぞいてみましたが、そのとき目にしたわけですけど、あれはどこから持ち込んだ照明器具。実際、野球場、サッカー場に今回使えるのか、全然、器具的に合わない規格なのか、その辺を聞いておきたいです。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

本部席のところにある照明につきましては、南種子中学校の照明機器を外したときに、それが野球場にも使えるということで持ってきておりまして、それを使える、修繕をしなければならないときに使うということで、今、保存をしているところがあります。

それを使って今回ということなんですが、それではなくて、今回修理をしますのは、安定器が雷によって壊れておりますので、その部分の修繕をするということになります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） じゃ、照明器具そのものは、今、切れているものはないと、完全に設置しているものは点灯可能状態にあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

野球場の照明につきましては、切れている部分につきましては、今年度修理をいたしまして、今、つくようになっているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 最終として、南種子中学校の野球場の照明器具を持ち込んだそれは、野球場のほうにも使える規格と解していいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

使えるということでの在庫としては持っているということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに教育費ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の12、交際費、17ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の13、諸支出金、17ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の12、分担金及び負担金から、款の21、町債

まで一括して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、地方債補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 保健福祉課長にお尋ねをします。

議長においては関連質疑ですので、お許し頂きたいと思います。

先ほど、8ページの補助金の質疑について、長谷の里が自家発電化を図るものの、事業に対する補助金だと説明がありましたが、第7期ですか、介護保険計画を定めて、その期間、初年度に当たるんですかね、当該年度は。

その中で、福祉施設への入所待機者解消のために、新しく計画の中では幾らかの入所数の施設を計画を立てられたと思うんですが、その辺の事業の進捗、具体的な設置に向けての動きがあつてののかないのか、お聞かせをください。

ちなみに、ありとすれば、設置者に対する補助事業等、何割ぐらいの補助が対象になるのか、その辺も聞かせていただきたいと思います。なければ、よろしいです。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 令和3年度が介護保険計画の第8期の初年度ということになります。

以前、議員の一般質問でもあったかと思いますがけれども、20床の区分を新たに計画をして載せているところですがけれども、具体的には、これから公募を行って選定していく形になろうかと思っておりますので、具体的には公募を行って、応募が来た段階で、具体的な部分に進んでいくんだろと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。全般にわたり、ほかにありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 10ページの農業振興費の中で、種いも腐敗防止対策事業というのに166万円、これっていうのは、個人個人に出す補助金なのか、それとも、町のほうで種いもに対して一括して管理するための補助金として使われるんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 種いも腐敗防止対策事業につきましては、サツマイモの基腐対策ということで取組をしている予算計上であります。中身的には、事業主体は町の南種子町さつまいも生産対策協議会、これにつきましては、本年5月に設立した組織になります。

内容的には、基腐対策ということで、本町については、さつまいもを作っているきび甘しょ振興会、でん粉用関係、それと、安納いも生産振興会という組織があり

ます。各個人にそれぞれの対応、今回の消毒剤ということで、種いも消毒剤をこの事業主体を通じて、各個人、今、対象者350戸ということで、各農家のほうに農薬関係500グラムを1戸当たり2袋の対策を取って、基腐れの種いもの消毒をしっかりと、来年度の苗対策ということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、全般にわたり、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第48号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第48号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ138万8,000円を減額し、予算の総額を8億8,043万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税については、本賦課等によるもので、726万6,000円減額するものです。

款の6、県支出金につきましては、普通交付金を99万円増額するものであります。

款の10、繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支

援分の増額と職員給与費等繰入金及び出産育児一時金等繰入金等の減額により、74万2,000円を増額するものです。また、国民健康保険基金繰入金414万6,000円を増額するものです。

次に、歳出、3ページをお願いいたします。

款の1、総務費の総務管理費については、人件費や普通旅費の減額等により、131万9,000円減額するものです。

徴税费については、修繕費・手数料合わせて7万円減額するものです。

運営協議会費については、協議会を書面決議としたため減額するものであります。

款の2、保険給付費は、療養費の増額及び出産育児一時金の減額に伴い補正するものです。

款の6、保健事業費につきましては、会計年度任用職員の職員手当の増額と普通旅費の減額等に伴い補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第49号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第49号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ212万7,000円を減額し、予算の総額を7億4,369万2,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、保険料につきましては、今年度の本賦課を行った結果に基づき62万1,000円を増額するものです。

款の4、国庫支出金につきましては、地域支援事業交付金12万6,000円を増額するものです。

款の5、支払基金交付金につきましては、地域支援事業交付金14万3,000円増額するものでございます。

款の6、県支出金につきましては、地域支援事業交付金7万5,000円を増額するものです。

款の10、繰入金の一般会計繰入金については、給与費等繰入金が主なもので、89万8,000円減額するものです。

介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額255万8,000円を減額するものです。

款の11、繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い37万1,000円増額するものです。

次に、歳出、3ページをお願いいたします。

歳出、款の1、総務費の総務管理費につきましては、職員手当の減額が主なもので、91万9,000円減額するものであります。介護認定審査会費については、修繕費を増額するものです。

款の2、保険給付費及び款の5、地域支援事業費につきましては、今後の事業実施見込みにより、それぞれ増額、減額するものです。

款の8、諸支出金の償還金につきましては、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴い、国・県等へ返納金を減額するものでございます。

その他会計繰出金につきましては、前年度分の職員給与費等繰入金精算に伴う一般会計への返納金となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号令和3年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第50号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第50号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ203万5,000円を減額し、予算の総額を8,771万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、本賦課によるもので、総額で263万7,000円を減額するものでございます。

款の4、繰入金でございますが、事務費等繰入金と基盤安定繰入金を減額するものでございます。

款の5、繰越金でございますが、令和2年度決算に伴う前年度繰越金で、90万8,000円を減額するものでございます。

次に、歳出2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、共済組合負担金3万1,000円を減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料納付金及び保健基盤安定負担金205万4,000円を減額するものでございます。

款の4、諸支出金でございますが、保険料過年度還付金5万円を増額するもので

ございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第51号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） 議案第51号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算書（第2号）について、御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入を2億3,974万7,000円、支出を2億5,543万6,000円としております。

第3条は、資本的収入の予定額を補正するもので、収入を1億2,461万8,000円としております。

次に、予算書3ページをお開きください。

予算事項別明細について、御説明いたします。

まず、収益的収入について、款の1、水道事業収益、項の2、営業外収益については、令和2年度南種子町まちづくり公社補助金返還に伴い84万2,000円増額するものでございます。

次に、収益的支出については、款の2、水道事業費用、項の1、営業費用を85万5,000円増額するものです。内容につきましては、目の1、原水及び浄水費を432万

4,000円増額し合計で3,385万9,000円となります。主なものは、水源地及び浄水場の動力費で電気代となります。

目の4、総係費については、346万9,000円減額し、合計で6,841万6,000円となります。主なものは、職員手当の減額及び収納事務手数料の増額となります。

款の3、資本的収入については、県権限委譲交付金の増額に伴い1万3,000円増額するものです。内容につきましては、水道法に関する事務で専用水道、簡易専用水道の立入検査となり、令和元年度の実績件数による補助金となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 関連質問です。この予算書に直接関係しませんが、荃永線の雨田集落のちょうど入口のところ、水道課の工事がなされているんですが、両サイドが歩道になっていて、片方、要は使っているんですが、あそこは障害者の電動カーがよく通りまして、以前も水道課のほうには、電動カーが通るので早く補修をお願いしたいという要望を上げておりましたが、いまだに改善が見られないわけです。

両サイドありますので、片方を、今、使ってもらっていて支障はそれほどはないんですが、逆に、今、塞がっているところのほうが、どうも利用勝手がよくて、道路と歩道の段差があるもんですから、随分遠いところから乗り換えて片方に移らなければいけないという事情があるようで、早急に直していただきたいんですが、復旧のめどがいつ頃できるのかが一点と、ああいう場合の工期の特別短縮というのはできないものか、2点、合わせてお願ひをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 関連質問ということですが、水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） お答えいたします。

荃永の漏水工事後の舗装箇所につきましては、今、工事で発注しておりますので、工期が10月中旬となっておりますので、それまでには、舗装は復旧されると思います。

あと、早急な対応ということですが、南種子町には、和人組さんのほうがプラントが1社しかない関係で、そのプラントが回らないと舗設ができない状況であります。その業者の舗装の工事があるときにしか復旧ができませんので、早急にその日にちに合わせた日程を組んでいるんですけど、ほかの工事がなければ舗装ができませんので、そういった状況になっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 予算事項別明細の3ページに営業外収益の歳入がありますけど、

前年度会計、令和2年度のまちづくり公社への補助金の返還でありますけど、内容的には、公社における事業の費用の節減だったのか、補助事業に盛り込んだうち、メニュー的に消化というか、こなさなかった部分によるものなのか教えてください。どう分析されておるのでしょうか。

加えて、総務課長におかれましては、全会計に他の特別会計も含めて、まちづくり公社からの補助金返還、補正が出されておりましたが、含めて、同様の内容についてお答えください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） まちづくり公社の返還金についての御質問でございますが、これについては、令和2年度事業で初めて事業実施されたという経緯がございます。その中で、元年度までは、各主管課において、それぞれ会計を予算立ててしていたというところを含めて事業実施するに当たり、2年度においては、各課で事業をそれぞれの予算の中で配分をし、やっていくわけです。

それで事業を進める中では、やはり課での予算の範囲内でできる分と、また混合してやる部分とそういうのが出てきまして、最終的にそれぞれの課においてやった分の決算を出していただいて、区分ができる範囲内でそれぞれしたということでもありますので、全体総額の中でこのように割り振ったという形で各会計に戻したという形を取っているのが現状でございます。

ですので、その事業、何をやってどうしたという正確な数字というのは全体で処理をしているということになりますので、全体決算の折にもそのように処理しております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 詳細説明が、返還金の内容が理解できませんでしたけど、じゃ、全会計トータル幾ら、額面的に返還金の補正を今回提出しているのか教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） すいません、資料を今、即答で見つけられませんので、改めて後ほど提示させていただくという形で御了承願います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） 了解。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号令和3年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第2号について御説明を申し上げます。同意第2号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1783番地1。氏名は、立石卓也。昭和35年11月9日生まれでございます。

本件は、令和3年9月30日付で前任者が任期満了となるため、後任として立石卓也氏を新たに任命いたしたくお願いをするものでございます。

適任者と認め提案をいたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） この人選についてですけども、この立石さんがどうのこのじゃないんですけど、女性がですね、母親が今までは教育委員でいらしたんですけども、やっぱり母親は教育する以上は、やっぱり母親から見る教育委員というものも必要じゃないかなと思って私はすごく賛成をしてたんですけども、その経緯について、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということ、これに基づいて推薦をさせていただいております。

この中で、委員については人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると。そしてその中に、委員は教育長と4人の委員をもって組織するというふうにあるんですが、この

第4条の中で、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないというのがありまして、本日提案をしている、これまでのこの部分の委員に関しましては保護者の中から選んできているということでもあります。

これまでの委員が、今回任期満了になります委員については女性であります、女性に替わるその前は男性でありました。ですからこれは女性でなければならないということではないわけでありまして、私といたしましては今回は、適任者として男性の方を選ばせていただいております。

ただ、女性の委員の方については保護者から女性ということではなくて、4人の委員の中でまた女性の方を、随時、私も適任者を推薦はしていく考えを持っておりますので、そういうことで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 関連ですが、町長の、委員、選任の委員も含めてですけど、今、5番議員から質疑のあった件について、努めてというか、可能な限り女性を起用するという、そういうお考えはなかったのでしょうか。まあ、適当な方が見つからずに今回提案の方になったということなのかです。そこら辺を、女性登用の関係で、ちょっと聞いておきたいと考えます。

加えて、もう1点は質疑ですけど、町長が言われた教育の法律では人格、識見に加えて政党人のこともうたわれておりますが、その辺のことについては問題はないのかね、加えて説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

まず、この選任に当たりましては、私もできる限り女性の方でいい人がいないものかどうかというのは大分考えましたし、いろんな形で、私のできる範囲の中で、また、これまでの、この教育関係、PTA関係、いろんな関わりをされておりますのでお聞きをさせていただいております。

ただ、本町だけではないと思っておりますが、小さな自治体での、この委員を保護者の中から選ぶ課題といたしますか、これについてちょっと感じたことといたしましては、最近のPTAの役員さんを持たれる方というのは、ほとんどやっぱり会社勤めであったり、役場の職員さんが多いということでもあります。で、こういう方々は委員になることができませんので、まあ、そうすると、もうおのずと、枠が非常に狭くなってまいります。そういう意味でいろいろ悩んだんですけれども、やはり本日提案しています立石さんについては昨年PTA会長もされておりましたり、そしてまた、いろいろと子供との関わりもお持ちの方でございまして、ここはちょっと、そうい

う一番適任の方にやっぱりお願いをしたいなということで、保護者の中からということ選ばせていただきました。

女性の方につきましては、毎年1名ずつ教育委員については替わってまいりますので、そこはしっかりと私も、男性とか女性とかではなくて、適任者がおられればそこはしっかりと、また、そういう推薦はしてまいりたいというふうに思っておりますので、それはそれで御理解を頂きたいと思えます。

そしてまた、今議員からもありましたとおり、その政党の関係であったり、まあ、いろんなことについてもいろいろ調査をさせていただきまして、そして事業もされている方でありまして、そこについても、いろんな個々の関わりが問題ないのかどうかについては、弁護士も通じましてその他関係機関にも問い合わせをし、そこについては何ら問題ないということで御了承いただけるものだというふうに判断をいたしまして、提案をしたところであります。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、2番、福島照男君、3番、廣濱正治君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2 番、福島照男君、3 番、廣濱正治君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票。以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号教育委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9 月 22 日午前 10 時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 0 時 1 9 分

令和3年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

令和3年9月22日

令和3年第3回南種子町議会定例会会議録
令和3年9月22日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第52号 財産の取得について
- 日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について【令和3年度 南種子町河内温泉センター太陽熱利用システム設備工事】
- 日程第4 議案第54号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 認定第1号 令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和2年度南種子町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 発議第6号 南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置について
- 日程第11 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書の提出について
- 日程第12 産業厚生委員会委員長報告（所管事務調査）
- 日程第13 閉会中の継続審査・調査の申し出
- 日程第14 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	河野容規君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	園田一浩君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました、議案第52号から議案第54号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、事件案件2件、予算案件1件の計3件でございます。

それでは、事件案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第52号は、財産の取得についてございまして、小型動力ポンプ付普通積載車の取得をするものでございます。

議案第53号は、工事請負契約の締結についてございまして、令和3年度南種子町河内温泉センター太陽熱利用システム設備工事の契約についてでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第54号は、令和3年度南種子町一般会計補正予算（第6号）でございまして、地方創生臨時交付金事業者支援分を活用いたしました酒類販売事業者に対する特別支援事業や、町自治公民館の感染防止対策への取組支援、飲食店への時短要請期間延長に伴う県への負担金の追加が主なもので1,659万円を追加し、総額60億6,491万6,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第52号 財産の取得について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第52号財産の取得についてを議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は、小型

動力ポンプ付普通積載車でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額は総額で968万円でございます。契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。お手元に、参考資料として仮契約書の写し、積載車の仕様書、入札執行結果表を添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

今回取得する積載車は西之分団に配置するものでございますが、現在使用している車両は、平成5年度に配置したものでございまして、25年以上が経過し、町内で一番古く老朽化が進んでおります。今後の消防活動に支障を来さぬよう、今回新たに積載車を購入するものでございます。納期については、令和4年3月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について【令和3年度 南種子町河内温泉センター太陽熱利用システム設備工事】

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第53号工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第53号について御説明いたします。

工事請負契約の締結について、下記のとおり、工事請負契約を締結する。よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和3年度南種子町河内温泉センター太陽熱利用システム設備工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は8,910万円でございます。

契約の相手方は、南種子町中之上2131番地、有限会社テラダ電設、代表取締役寺田栄一郎でございます。

次に、工事の概要でありますがお手元に参考資料として、仮契約書の写し、入札執行結果表、図面を添付してございますので御覧いただきたいと思っております。本工事の内容でございますが、河内温泉センターの屋根部分に、真空ガラス管性太陽集熱器を設置するもので、二酸化炭素の排出抑制とともに、河内温泉センターの燃料費の削減を図ることを目的としております。

工期でございますが、令和4年1月11日までの103日間を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 参考までにお尋ねしておきたいと思っております。参考資料のこの屋根の図面、設置する太陽集熱器を乗せる場所、屋根そのものは集熱器の耐用年数に比べて老朽化は問題ないのか、強度的には現段階で設計の段貴階でチェックはちゃんとされていると思うんですが、今後の新たに設置する集熱器の耐用年数と現在の屋根工事は補修強化工事の必要性はないのか、それだけチェックさせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 特に屋根の補強等については考えていないところであります。なお、この太陽熱のシステムについては、耐用年数としては、書類的には17年ということとなっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第54号令和3年度南種子町一般会計補正予算

(第6号)についてを議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 議案第54号令和3年度南種子町一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明いたします。

表紙をお開きください。

今回の補正は、地方創生臨時交付金事業所支援分を活用した、酒類販売事業者に対する特別支援事業や町自治公民館の感染防止対策への取組支援、飲食店への時短要請期間延長に伴う、県負担金の追加が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,491万6,000円とするものでございます。第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書について御説明いたします。歳出予算から主なものについて説明をいたしますので、2ページをお開きください。

まず、地方創生臨時交付金事業費については、島外に進学している学生に対して、物資支援を行う宇宙の町発学生応援特産品給付事業に伴う関連費用と飲食店時短要請への協力金の支給対象外となる酒類販売事業者への特別支援金に伴うもので581万5,000円を追加するものであります。

次に、商工振興費については、飲食店への時短要請期間延長に伴い、県負担金を追加するもので315万円を増額するものであります。

次に、公民館費については、町自治公民館が行う感染防止対策への取組について支援する、機能向上支援事業補助金が主なもので731万円を追加するものであります。

以上が歳出でございます。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回、補正の不足額を補うため731万3,000円を増額するものであります。

次に、国庫支出金については、地方創生臨時交付金需要者支援分833万2,000円を追加するものであります。

最後に、諸収入については9月18日の落雷被害に対する建物共済、災害共済金94万5,000円を追加するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(広浜喜一郎君) これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） ちょっとお伺いします。歳出の2ページになります。

款の10教育費、町自治公民館機能向上支援事業補助金ですが、具体的にどういふふうなことをやるのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

南種子町自治公民館機能向上支援事業補助金ということで、地方創生臨時交付金事業を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的環境が変化しつつある中、新しい生活様式の実施に向けた環境整備を行う集落自治公民館に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、集落自治公民館の活動を促進することを目的としておりまして、感染拡大防止のためにマスク、アルコール消毒、除菌シートなどの消耗品の購入、それから公民館等で会議をするときのパーティション、それから換気のための扇風機等の備品購入経費、そして公民館等の雨戸の設置や補修、そして換気扇の設置、補修などの公民館施設の改善経費など、衛生環境の向上につながるものの整備経費について、予算の範囲内で補助をするということにしております。補助額につきましては、世帯割と基本割ということを合計をいたしまして、上限を補助することとしております。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総務課長、諸収入、雑入の共済金収入が90万5,000円ありますが、具体的には雷被害はどこにあったのか、そのことの被災を受けた影響が長く続いたりしたのか、補修は済んだのか、その辺について詳細を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、雷による共済金の明細について説明をいたします。

共済金としては、図書館の空調修繕が26万1,927円、中央公民館第2会議室が26万1,927円、中央公民館の資料倉庫が10万6,930円ということで、あと西野小学校の自動火災報知器落雷修繕が31万4,600円ということでございます。現在、活用については、教育委員会のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

落雷による共済の関係でございますけれども、総務課長のほうからありました今

度の6号で補正予算で計上してあります31万5,000円、これが西野小学校の火災報知器の修繕でございます。あと、現在発注をしておりますのが、大川小学校の放送施設の落雷による放送設備の修繕については、現在発注を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） お答えをいたします。

中央公民館それから図書館につきましては、今現在クーラーがきいておりませんので、窓を開けたりとかという形で会議室の使用をしております。予算が通過いたしまして、早急に修繕のほうの発注をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） いいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 社会教育課長、中央公民館の空調関係が使用できない状況にある。早急に対応したいという答弁であります。具体的に何が問題となっているのか、早急に補正が出せない理由は何か。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、園田一浩君。

○教育委員会社会教育課長（園田一浩君） 補正が出せないといいますが、落雷があつてからこちらのほう準備をしておりましたので、それによりまして、今回追加で補正を出させていただきましたので、これによって準備をしていくということになります。要するに、空調施設の基盤が壊れているというところありますので、そこを修繕をしていくということになるかと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号令和3年度南種子町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第2号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第5号 令和2年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、認定第1号令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第9、認定第5号令和2年度南種子町水道事業会計決算認定までの5件を一括上程します。この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、後もって決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。始めに、認定第1号令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 認定第1号令和2年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の102ページをお開きください。

決算額については、歳入総額で65億2,232万1,250円、歳出総額で64億8,575万799円、歳入歳出差し引き残額は3,657万451円の黒字になりました。このうち翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費が566万8,000円でありますので、差し引いた実質収支額は3,090万2,451円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積立ては1,600万円いたしましたので、翌年度繰越額は1,490万2,451円となったところであります。決算額の前年度比については、歳入総額で7億6,515万5,748円、13.3%の増、歳出総額で7億8,980万1,143円、13.9%の増になったところであります。

それでは、お手元に配付しておりますA4サイズの横3枚つづりの令和2年度一般会計決算説明資料について御説明を申し上げます。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているため、決算額及び決算区分が決算額と異なる部分がありますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それでは、1ページの歳入について御説明いたします。

まず、町税については8億154万8,000円で12.3%を占めており、前年度比で459万1,000円の増となっております。徴収率は町全体で94.3%、前年度より0.3ポイントの減となっております。

次に、地方交付税については26億636万8,000円で40.0%と高い割合を占めており、前年度比で1億8,145万8,000円、7.5%の増となっております。主な理由としまして、算定項目、地域社会再生事業費の増に伴う基準財政需要額の増によるものでございます。

次に、国庫支出金については、13億9,093万9,000円で、21.3%を占めており、前年度比で6億5,578万6,000円、89.2%の増となっております。主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特別定額給付金需要補助金、地方創生臨時交付金によるものとなっております。

次に、県支出金については4億3,563万8,000円で、前年度比8,337万3,000円、23.7%の増となっております。主に種子島周辺漁業対策事業補助金、団体営農地災害復旧事業補助金によるものとなっております。

次に、寄付金については9,807万円で、前年度比で5,396万1,000円、122.3%の増となっております。ふるさと応援寄附金の増によるものでございます。

次に、繰入金については6,026万9,000円で、前年度比で1億8,436万円、75.4%の減となっております。繰入れ額については主に財政調整基金によるものであります。

次に、諸収入については1億4,533万円で、前年度比で629万8,000円、4.5%の増となっております。主に種子島観光協会貸付金収入、県市町村振興協会、市町村交付金によるものとなっております。

次に、地方債については6億1,524万2,000円で、前年度比で6,425万円、9.5%の減となっております。小中学校の情報ネットワーク環境施設整備事業、西野小学校建設事業の終了に伴うものとなっております。

次に、歳出について御説明いたします。資料については、2ページが目的別による決算額、3ページが性質別による決算額となっております。歳出の説明につきましては、性質別による決算額で御説明申し上げますので、3ページをお開きください。

まず、義務的経費については、総額24億4,827万2,000円となっております。37.7%を占めております。このうち人件費については11億160万2,000円で17%を占めており、前年度比で1億25万9,000円、10.0%の増となっております。これは、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されたことによるものでございます。扶助費については5億9,684万7,000円で、9.2%を占めており、前年度比で4,551万1,000円、8.3%の増となっております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子育て世帯、ひとり親家庭への支援事業によるものでございます。公債費については7億4,982万3,000円で11.6%を占めており、前年度比で4,598万6,000円、6.5%の増となっております。これは、平成27年、28年度に許可された恵美之江展望公園整

備事業、宇都浦線道路改良事業などの元金償還開始によるものであります。

次に、投資的経費については、総額6億9,101万4,000円で10.7%を占めており、前年度比で4億1,105万2,000円、37.3%の減となっております。このうち、普通建設事業については6億128万2,000円、前年度比で4億5,826万7,000円、43.3%が減となっており、西野小学校校舎建設事業、小中学校の情報ネットワーク環境施設整備事業の終了によるものでございます。

次に、物件費をはじめとするその他の経費については、総額33億4,646万5,000円で51.6%を占めております。このうち物件費については8億2,595万1,000円で12.7%を占めており、前年度比で1億4,379万9,000円14.8%の減となっており、会計年度任用職員制度の開始に伴い、人件費に振替らえたことによるものでございます。補助費等については20億443万6,000円で30.9%を占めており、前年度比で10億6,308万7,000円、112.9%の増となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特別定額給付金事業、地方創生臨時交付金を活用した各種事業によるものであります。積立金については4,600万8,000円、前年度比で4,091万8,000円、803.9%の増となっており、みなみたね宇宙のまち応援基金への積立によるものでございます。貸付金については4,269万6,000円、前年度比で1,846万円で76.2%の増となっており、種子島観光協会への貸付によるものでございます。

次に、各財政指数の状況について御説明をいたします。

4ページをお開きください。

財政力指数は3か年平均で0.25となっております。経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断するための指標で、前年度より2.3ポイントの減の92.6%となっております。

次に、地方債の令和2年度末現在高については、前年度より1億1,210万5,000円、1.8%の減となっており、総額で62億736万4,000円となっております。

次に、積立金の令和2年度末現在高については、前年度より1,399万2,000円、0.7%の増となっており、総額20億6,040万5,000円となっております。このうち、財政調整基金が8億8,250万7,000円、減債基金が4億2,409万円となっております。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、企業会計を含む全会計の実質赤字及び資金不足を判断する指標のことでありまして、令和2年度黒字決算でありますので、数値は記載ございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金、補助金などの標準財政規模に対する比率のことでありまして、前年度比0.7ポイントの減の11.5%となっているところでございます。

最後に将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでありまして、前年度比6.1ポイントの減の30.4%となっているところでございます。

令和2年度については、これらの4つの指標とも早期健全化基準及び財政再生基準内であり、健全な財政運営がなされていると判断しているところでありますが、今後も各指標の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上の決算概要についての説明を終わりますが、細部にわたりましては、この後に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第2号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第2号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の119ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で8億6,295万9,162円、歳出総額で8億5,720万7,804円、歳入歳出差し引き額575万1,358円となりました。余剰金の全額を国民健康保険基金へ積立てをいたしましたので、翌年度への繰越額についてはゼロとなったところでございます。

決算額の前年比較につきましては、歳入総額で7,372万520円、歳出総額で7,212万8,078円とそれぞれ減額となっております。また、平成30年度より町が県へ納付金を収めることとなったところでございますが、これは県が医療費等の推計から試算をして決定するものでございます。保健事業費につきましては、被保険者の健康増進を図るため、国民健康保険事業計画に基づき、特定健診、特定保健指導の実施、人間ドッグ助成などの助成の実施、各種健康教室や糖尿病重症化予防に関する事業を行ったところでございます。

令和2年度の特定健診受診実施率については、35.1%となり、前年度比較約11%の減、特定保健指導実施率は33%、約35%減となったところでございます。特定健診実施率及び特定保健指導実施率ともに大幅に減となっているところでありますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや集団健診が11月のみの実施となったことが大きな要因と考えているところであります。

国保税の収納状況につきましては、現年度分で97.09%、前年度比0.92%の増、過年度分で16.26%、前年度比2.02%の増となっております。

以上で概要の説明を終わります。詳細につきましては、決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第3号令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第3号令和2年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の140ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で7億108万6,639円、歳出総額で7億41万5,477円、歳入歳出差引き67万1,162円となり、その全額を翌年度へ繰越したところでございます。決算額の前年度比較につきましては、歳入総額で1,947万1,606円、歳出総額で1,931万9,984円、それぞれ増額となっております。概要といたしましては、平成30年度を初年度とした、第7期介護保険事業計画に基づき事業を進めてまいりました。令和3年3月末現在の要介護、要支援認定者数は313人となっております。うち要支援、要介護1の者が93人で、認定者全体の29.7%を占めております。なお、認定者のサービス利用実績は、全体件数8,123件であり、内訳としては、訪問、通所系サービス2,427件、29.9%、居宅介護支援2,012件、26.16%、福祉用具貸与1,548件、20.13%、地域密着型サービス1,106件、13.62%、施設サービス432件、5.3%、短期入所サービス481件、6.25%などが主なものとなっております。また、保険給付費は6億576万3,602円、前年度比2,293万1,630円、3.93%の増額となっております。保険料の徴収実績でございますが、現年度分が99.24%、滞納繰越分が13.57%、全体で96.38%となったところでございます。

以上、概要の説明を終わります。細部については、決算特別委員会において報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第4号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第4号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の148ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で9,088万8,838円、歳出総額で8,988万253円、歳入歳出差引き100万8,585円となり、その全額を翌年度へ繰越したところでございます。

決算額の前年度比較につきましては、歳入総額で573万8,899円、歳出総額で650万3,922円の増となったところであります。後期高齢者保険料の特別徴収保険料の歳入は、現年度分で収入済額が4,964万314円、収納率は98.10%で、滞納繰越分は

収入済額39万9,600円で、収納率は96.22%でございます。一般会計からの繰入金は事務費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を含め3,777万2,818円となっております。歳出につきましては、総務管理費433万916円、後期高齢者医療広域連合納付金8,320万2,619円が主なものでございます。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、決算特別委員会において報告いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第5号令和2年度南種子町水道事業会計決算認定について。水道課長、河野容規君。

○水道課長（河野容規君） 認定第5号令和2年度南種子町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。南種子町水道事業決算書、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益の決算額は2億8,522万3,494円、支出の第1款事業費の決算額は2億8,602万5,667円となりました。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。第2款資本的収入の決算額は2,155万2,000円、支出の第2款資本的支出の決算額は1億79万5,336円となり、資本的収入の不足する額につきましては、下段に記載してありますとおり補填しております。

3ページを御覧ください。

損益計算書です。下から4行目、同年度純損失は199万9,308円となり、同年度未処理欠損金累計額は3,127万9,587円となります。

6ページをお開きください。

貸借対照表です。一番下の資産及び7ページ下段の負債資本の合計は22億2,729万6,103円となっております。

8ページをお開きください。

水道事業報告書で総括を記載しています。この内容に沿って主なものを御説明いたします。

初めに、業務料につきましては、年度末給水人口は5,318人、給水戸数は3,395戸です。総配水量は91万2,740立方メートル、有水水量は67万6,310立方メートルで、有収率は74.1%となっております。

9ページは建設改良工事の概況です。

南種子町水道事業自家発電施設工事ほか4件で、建設改良費のうち、工事請負実施額は合計で2,886万900円となりました。

事業収入に関する事項、事業費に関する事項については、お目通しをお願いします。

10ページをお開きください。

未収金ですが、水道料金については過年度分次期末収額が517万3,878円、令和2年度分次期繰越額が1,442万4,723円となっております。

未払金ですが、自家発電施設工事費や年間契約の委託料などとなり、合計で3,090万9,315円となっております。

11ページをお開ください。

キャッシュフロー計算書です。下段の資金期末残高は2,870万3,177円となりました。

16ページをお開ください。

企業債明細書です。新規借入れはナンバー32の1,820万円で南種子町水道事業自家発電施設工事に伴い、借入れたものです。当年度償還高の合計は6,273万8,959円で、未償還残高は10億7,145万1,841円となっております。

以上で、概要の説明を終わりますが、詳細につきましては、決算特別委員会の折、報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって各会計ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計決算について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。令和2年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、名越多喜子さん、柳田 博君、大崎照男君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度決算審査特別委員会の委員は、濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、名越多喜子さん、柳田 博君、大崎照男君を選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。休憩中にただいま設置されました特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

—————・—————
休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の正・副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

令和2年度決算審査特別委員会の委員長に柳田 博君、副委員長に名越多喜子さん、以上お知らせします。

日程第10 発議第6号 南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、発議第6号南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 発議第6号について説明を申し上げます。

提出者は、南種子町議会議員塩釜俊朗であります。

南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置についてであります。
標記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。
南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置に関する決議、次のとおり、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会を設置するものとする。

名称、南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、自衛隊施設誘致に関する調査のため。

委員の定数、9名。なお、議長を除く9名の議員で当委員会を構成することといたします。

以上で、説明を終わります。議員各位の御賛同方、よろしくお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。（「議長、休憩してみてください」と呼ぶ者あり）

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

特別委員会の委員長、副委員長の選出をお願いいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時13分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

南種子町自衛隊施設誘致調査特別委員会の委員長に濱田一徳君、副委員長に小園實重君が決定しました。以上、報告いたします。

日程第11 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、発議第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（塩釜俊朗君） 発議第7号について、会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案をいたします。

発議第7号は、コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてであります。別紙意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に提出するものであります。提出者は、南種子町議会、議会運営委員会委員長塩釜俊朗でございます。

意見書の提出の趣旨については、新型コロナウイルス感染拡大が変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、町財政は来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

このため、全国町村議会議長会では、このことについて、あらゆる機会に要請活動を行っていくこととしていますが、さらに、全国の町村議会が一丸となって強く要望することの重要性に鑑みて、鹿児島県町村議会議長会でも意見書提出の取組を積極的に推進することとして決定したことから、その要請を受けて南種子町議会でもこの意見書提出の取組を行うものです。

具体的な要請事項は、次の5項目であります。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、

実質的に同水準を確保することとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえて、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に関わる特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に関わる固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設、又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論をなしと認めます。

これから、発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第12 産業厚生委員会委員長報告（所管事務調査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査の報告について、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。産業厚生委員会委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（名越多喜子さん） 所管事務調査委員長報告、産業厚生委員会委員長名越多喜子。

産業厚生委員会が、閉会中の所管事務調査として調査を実施しておりました島間港整備促進及び人工種苗中間育成基地建設誘致に関する調査の経過と結果について報告いたします。この調査に関しては、令和3年第1回定例会において中間報告をいたしておりますので、その後の調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会の新たな体制で、令和3年5月1日以降、最初の調査として閉会中の継続調査のための委員会を令和3年7月7日午前9時より開催し、島間港整備促進及び人工種苗中間育成基地建設誘致に関する調査について、調査方法等を協議し、関係課からの聞き取り調査を8月10日に実施することを決定し、建設課と総合農政課に調査説明の依頼を行いました。令和3年8月10日午前9時より、産業厚生委員会委員出席（欠席1名）の下、委員会を開催し、初めに、島間港整備促進について、建設課長の出席をいただき聞き取り調査を実施しました。建設課長から、昨年度も産業厚生委員会で島間港現地の調査と熊毛支庁建設課に出向いて、事業内容等の説明を直接聴取されている状況であり、鹿児島県が管理する地方港湾であるが、町当局が把握している範囲で説明を行うとのこと。まず、島間港の砂防堤（改良）事業ではありますが、事業の目的は、本航路への土砂流入により航路の埋そくが進行した場合に、船舶の航行に支障が生じ、港全体の機能が損なわれていることから、砂防堤を透過性から不透過性に改良するもので、土砂の供給が抑制されきれていないところから改良を進めていくとのこと。期間は、令和2年度から7年度の予定であり、事業費は全体計画額、県では7億5,200万円が想定されている。今年度は8,000万円を予定しているとのこと。現在、設計の積算作業中であり、発注は3工区を予定している。消波ブロック作製と据付けが主な工事であろうと思うとのこと。

次に、岸壁の延命化を目的とする改良で、岸壁に設置されている防舷材の取替えを計画している。航路の状況として、しゅんせつが終わっているところは大型客船航行の航路は確保しているが、計画航路幅というところでは、まだ、しゅんせつの必要な部分も一部残されている状況にあるとのこと。

以上、県の管理港である島間港に関する事業状況の説明を終了いたしました。

質疑に入り、防波堤について補助事業なのか、県の単独事業で町も負担しているのか、今年度は何か所が予算計上されているかの問いに、砂防堤の改良事業です。県の単独事業についてですが、漁港側の防波堤のチップ置き場のところにフェンス設置を漁協とともに聞き取りをして、要望しておりますが、昨年度予算内示がない状況で、今回も県からは聞いていないところであり、引き続き要望をしていきたいとのこと。

次に、町単独事業の陳情・要望を去年以降、今年にかけて協議はなされているのかの問いに、町の要望としては、今、県が進めている事業の早期完了を願っているところであり、町から単独の要望はしていないとのこと。

以上、島間港整備についての聞き取り調査を終了した。

休憩後、会議を再開し、人工種苗中間育成基地建設誘致に関する調査について、総合農政課長と担当係長の出席を求め、説明を受ける。総合農政課長より令和2年11月17日に実施された現地での所管事務調査時の資料に基づいて説明を受ける。

「養殖業振興策の総合戦略」というところであり、漁業を成長産業として発展させるため、養殖業の環境整備、施設の整備を行い、漁業振興を図る計画であるとのこと。

島間港は、人工種苗の中間育成場として適した環境であることが、現在立証されているとの説明。

次に、担当係長より資料に基づき、島間港消波堤設置事業について説明を受ける。

1、島間港消波堤設置は、熊毛地区広域漁業整備事業で県が事業主体となり、消波堤20メートル設置の事業を行ったところで、沖防波堤と中間防波堤の間に消波ブロックを積み上げる事業である。国の事業として、水産環境整備事業を活用し、事業年度は平成29年度から令和元年度にかけて、事業費3億4,872万円です。町の負担については、事業費の10%の3,487万2,000円で整備したところです。施設の詳細については、消波ブロック40トン型、幅員8.85メートル、天端高6.1メートルの設置事業です。

2、島間港人工種苗中間育成養殖場造成について、種子島周辺漁業対策事業を活用して、生けす20基を整備している。平成30年度12基、令和2年度に8基を整備、事業費合計1億450万円で、国が70%、県が10%、町が10%、事業主体の南種子町漁業協同組合が残額を負担するとのこと。

次に、総合農政課長より資料に基づき、南種子町漁業協同組合の概要説明を受ける。

3、南種子町漁業組合の概要について、令和3年7月9日現在、組合員数、正組合員38名、準組合員133名、合計171名です。令和2年度の事業収益4億4,778万2,499円である。令和2年度の種苗供給実績で8,864万4,908円である。県の種苗生産施設で、卵から稚魚にしたものを島間港の中間種苗施設で大きくし、垂水市の牛根漁協、北薩摩の東町漁協に供給する流れになっているとのこと。

以上で、担当課からの説明を終了いたしました。

質疑に入り、事業費が100億から200億という中において、国としても採択というのは非常に難しいと感じていますが、課長が話しましたとおり、基本的に町も漁協

と連携を取って進めていくべきかとの意見でありましたから、実質的にはこういう方向で進めていくであろうという青写真ではないかと思っております。町も連携を取っていけばいいのではないかと思うところであり、長計との関係性がありますので、この事業費がいつ頃出てくるのか、全体事業費の中で調整していくであろうということであれば、長期振興計画で何年頃をめどにどうするというを示すべきであろうと考えるところであるがとの問いに、新設防波堤、新設人工種苗中間育成場所の具体的な計画は検討段階であり、まだ組合員への周知もされていない状況であります。

今後、整備に当たっては、町の予算関係なども出てきますので、長期的な計画をもって話をしているところです。現在の状況としては、令和3年7月段階では具体的にないということ、計画はあるという状況で、今後出てきた場合、事前に予算関係も含めてどうなるかということを示していきたいと思っております。

以上で、総合農政課の聞き取り調査を終了いたしました。

休憩後、会議を再開し、委員より提案がありました。

島間港整備促進及び人工種苗中間育成基地建設誘致に関する調査について、総務文教委員会でも現地調査を実施し、担当課からの聞き取り調査もしました。実質的な調査が終了しましたので、この委員会として9月議会で最終報告をしてはどうか、ある程度調査目的は達成できているのではないかと思いますので提案いたしますとのこと。

この提案に対して、賛否を諮り、委員長報告を取りまとめることとするとの意見に、全委員が賛成であり、これまでの調査から当委員会の意見として、町当局に申し入れるべき意見を次のとおり集約いたしました。

1、島間港整備促進については、県との協議の下に予算の確保に努めること。

2、島間港人工種苗中間育成基地建設事業の誘致については、本町の漁業振興推進対策において重要な事業計画である。新規事業（新設防波堤、新規人工種苗中間育成基地誘致）の実現に向けて、国・県への要望等を積極的に実施すべきである。

以上、これを当委員会の意見として、町当局に申し入れることが適当であると決定したところであります。議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会の所管事務調査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の意見を議会の意見として、執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第13 閉会中の継続審査・調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

日程第14 議員派遣

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和3年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦勞さまでした。

閉 会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博